

出席委員 関口委員長、岸本副委員長
茂内委員、山田委員、山上委員、吉田委員
佐藤（一）議長

欠席委員 なし

説明者 菊地環境経済部長、原田産業振興課長、吉田副主幹、中島主査
大山環境課長、大鷲主査、椎野主査、中野主査、阿久津主任主事、穴久保主任主事
富田農政課長（兼）農業委員会事務局長、渡辺副主幹、広田主査
黒木都市建設部長、勝又道路課長、栢沼副技幹、飯塚主査、彦坂主査
飯田下水道課長、金子技幹、池田副主幹、西島副技幹、山本主査、田中主任主事
畠山都市計画課長、小林主査、石黒主査、前田主査
廣田拠点づくり部長、臼井倉見拠点づくり課長、川部主査、小宮主査
飯尾田端拠点づくり課長、野地主査、大野主査
中村寒川駅周辺整備事務所長、藤井主査
石川会計管理者（兼）会計課長、三枝副主幹、守屋主査
芹澤選挙管理委員会事務局書記長、原主事
磯崎監査委員事務局長、遠藤副主幹
小林消防長、甲消防総務課長、嶺主査
古谷予防課長、小間副主幹、吉田主査
飯塚消防署長、権上副署長

案 件

（付託議案）

1. 議案第50号 令和2年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について
2. 議案第51号 令和2年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3. 議案第52号 令和2年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4. 議案第53号 令和2年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 議案第54号 令和2年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について

令和3年9月15日
午前9時00分 開会

【関口委員長】 皆さんおはようございます。

ただいまより、決算特別委員会、3日目を始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。やはり自宅療養の難しさというのが、いろいろな形での報道がありますけども、どうかお互いに、家族も含めて十分注意をしていただきたいなと思います。家族の中での感染というのは防ぐことが非常に難しいみたいですので、そういった意味でも、お互いに、行動は別ですけども、やることは同じだと思しますので、どうか十分注意していただきたいなと思います。それを吹っ飛ばしまして、しっかりと決算審

査を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、執行部が入るまで暫時休憩いたします。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

本日3日目になりますが、これより環境経済部産業振興課の審査に入ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

菊地部長。

【菊地環境経済部長】 改めてまして、おはようございます。それでは、これより環境経済部所管の3課の令和2年度決算についての審査をお願いいたします。

最初に、産業振興課が所管いたします決算の審査をお願いいたします。

説明につきましては、原田産業課長より、質問につきましては、出席職員により対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

【関口委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 おはようございます。それでは、環境経済部、産業振興課所管の令和2年度決算につきまして、ご説明をさせていただきます。

それでは、決算特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、決算書は83ページ、5款労働費1項労働諸費1目労働諸費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。

勤労者福祉事業費、勤労者福祉事務経費の旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。

次に、負担金補助及び交付金は、湘南地域労働者福祉協議会への補助金でございます。なお、例年交付しておりました湘南地区メーデー実行委員会への補助金及び湘南地区障害者卓球大会への負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、実施方法の見直しや中止となっております。

続きまして、タブレット資料3ページをご覧ください。就労対策事業費の役務費につきましては、従業員10名以上の事業所に対して行いました勤労者実態調査に関わる郵送料で、通常は3年に一度、7月に実施しておりましたが、昨年はコロナ禍という状況もございまして、11月に実施させていただきました。なお、回答につきましては36.8%で、新たにコロナの影響や感染症対策など、質問事項を追加させていただいた上で実施をさせていただきました。傾向といたしましては、前回の29年度実施のときと比較いたしまして、女性の管理職の割合が高くなったことや、新採用が減少している状況が見られました。詳しくは町ホームページに掲載させていただいておりますので、後でご覧いただければと思っております。

次に、負担金補助及び交付金につきましては、ハローワーク藤沢と鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町が合同で実施いたしました湘南就職面接会への負担金で、18社の管内企業が参加いたしました。

タブレット資料4ページをご覧ください。勤労者福祉事業費の報償費は、技能者表彰事業に要する記念品代でございます。昨年度は技能功労者2名、優秀技能者3名の合計5名の方を表彰させていただきました。

ました。

負担金補助及び交付金につきましては、タブレット資料16ページも併せてご覧ください。負担金補助及び交付金は、事業所に勤務し、新たに町内に住宅を取得した勤労者に対しまして商品券を発行いたします勤労者個人住宅取得奨励金、こちらにつきましては、194件の交付決定をいたしております。

次に、勤労者教育資金利子補助金は、勤労者家庭の就学促進と教育費の軽減を図るため、教育資金の融資利子の一部について補助したものでございます。不用額につきましては、勤労者個人住宅取得奨励金の申請数が見込みよりも少なかったために生じたものでございます。

貸付金につきましては、勤労者福利資金預託金で、勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るため、生活資金融資の貸付金資金といたしまして中央労働金庫に預託したものでございます。

次に、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は37、38ページ、社会資本整備総合交付金につきましては、勤労者個人住宅取得奨励事業に充てております。また、歳入番号②、決算書45ページ、46ページの貸付金元利収入につきましては、勤労者向けの生活資金融資の貸付け資金として中央労働金庫に預託した資金で、貸付金の勤労者福利資金預託金へ充てております。

続きまして、決算書は87ページ、7款商工費1項商工費1目商工総務費、タブレット資料は5ページでございます。職員給与費につきましては、部長を含めました職員10名分の人件費となっております。

続きまして、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は37、38ページ、市町村移譲事務交付金は、神奈川県から移譲を受けている事業に対する交付金で、給料に充てております。

次に、決算書は87ページ、タブレット資料6ページをご覧ください。2目商工業振興費0001商工業振興事業費、01商工業振興事務経費の旅費につきましては、職員の出張旅費でございます。

次に、タブレット資料7ページをご覧ください。商工会補助金事業費の負担金補助及び交付金につきましては、タブレット資料17ページも併せてご覧ください。商工会補助金につきましては、町商工業の総合的振興を図るため、寒川町商工会に対して補助を行ったものでございます。

なお、不用額の大きな要因といたしましては、観光拠点づくり事業の一環として予定しておりました町内における宿泊施設の可能性調査につきまして、コロナ禍という状況の中で調査が難しいと判断し、実施を見送ったことによるものでございます。本調査につきましては、コロナの状況にもよりますが、本年度、補助金の中で実施についての検討が進められているところでございます。

次に、タブレット資料8ページをご覧ください。企業等立地促進事業費の負担金補助及び交付金は、県企業誘致促進協議会への負担金額は4万1,000円でございます。企業立地促進条例に基づき県の企業立地促進融資を利用した1社に対する企業立地促進融資利子補助金、3万226円でございます。不用額が発生した理由につきましては、企業立地に伴います新規社員の雇用に対する企業立地雇用奨励金の申請がなかったために生じたものでございます。

次に、タブレット資料9ページをご覧ください。商工業支援プログラム推進事業費の報償費でございますが、中小企業支援のために配置いたしました3名の中小企業診断士に対する謝礼でございます。なお、例年実施しておりました、たばこ販売功労者表彰につきましては、団体からの推薦がなかったことと、優良小売店表彰につきましては、コロナ禍に伴いまして、上位表彰となっております県の優良小売店舗表彰を見送ったことにより、中止とさせていただきます。

次に、需用費でございますが、地域経済コンシェルジュが企業訪問等で使用いたします名刺代でございます。使用料及び賃借料につきましては、創業を支援するツール、地域のポテンシャルをデータとして提供できるよう準備しております市場情報データの使用料でございます。

次に、負担金補助及び交付金の負担金でございますが、まず、負担金につきましては、産業振興財団が実施しております湘南ビジネスコンテストへの負担金2万5,000円でございます。

続いて補助金でございますが、補助金等の説明資料、17ページも併せてご覧ください。町内の3商店街に対して補助金を行っております商店街街路灯電灯料補助金と、商業振興と地域活性化を目的に、スタンプラリーを実施した北口商店街に対する寒川町にぎわい創出支援事業補助金、また、中小企業活性化事業補助金では、環境マネジメントシステムの取得1社、展示会への出展やホームページの作成など、販路拡大に関わる事業が4社、事業経営上有用な専門性の高い資格取得2社に対しまして、合計7社に交付をしております。

次に、町の中小企業施設整備資金特別融資を利用した企業に対しまして利子補助金、それと、小規模事業者経営改善資金融資、いわゆるマル経融資になります、をご利用した企業に対する利子補助金。町の中小企業事業資金融資や中小企業施設整備資金特別融資、また、県の小規模事業資金融資の融資制度を利用し、神奈川県信用保証協会に支払いました信用保証料の一部を補助するもの。中小企業の振興と従業員の雇用安定及び福祉の向上のため、事業主が負担する退職金共済金の一部に対しての補助を行ったものでございます。

次に、町内の個店への誘客を促進するため、商業協同組合が実施しております推薦カードへの補助金。町内で創業を目指す方へ、ビジネスの創出や創業者を支援する環境の整備を図るため、創業融資に関わる利子の一部を補助する創業者支援利子補助金。町内企業への支援を行っている各関係機関との役割の共有化を図ることによりまして、地域経済の成長と、企業が活動しやすい環境づくりを目指すエコノミックガーデニング推進協議会に対する補助金となっております。

また、最後に、令和2年度より新規に実施いたしました中小企業事業資金融資利子補給金につきましては、3件に対する融資が対象となりましたが、見込みを大きく下回る結果となっております。こちらにつきましては、セーフティーネットなど、コロナ関連の融資制度から資金調達が多くあったことが想定されております。補助金全体の不用額につきましても、備考欄に記載のとおり、各種補助金について、前年度実績等による、想定よりも利用が下回ったことが主な要因となっております。

次に、貸付金でございますが、町内4金融機関にお願いしております中小企業施設整備資金特別融資及び中小企業事業資金融資の預託金、3,500万円を貸付けしたものでございます。

続きまして、特定財源でございますが、歳入番号01、決算書は45、46ページの貸付金元利収入につきましては、町内4金融機関に対しまして融資資金として預託した資金で、貸付金へ充当させていただいております。

タブレット資料は10ページにお戻りください。住宅リフォーム等建設工事推進助成金事業費の負担金補助及び交付金でございますが、タブレット資料18ページも併せてご覧ください。住宅リフォーム等建設工事推進助成金は、住宅をリフォームした町民の負担軽減と地域経済の活性化を推進するため、住宅リフォーム等建設工事推進助成金を寒川町共通商品券で交付いたしました。なお、昨年度の利用実績と

いたしましては、81件と大きく増加しておりまして、消費金額の合計は1億2,238万円でございます。利用件数の増加につきましては、コロナ禍におけます巣籠もり需要があったものと考えております。

次に、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は37、38ページ、社会資本整備総合交付金を住宅リフォーム等建設工事推進助成事業の事業費に充てております。

次に、11ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染対策事業費でございます。令和2年度当初から、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴いまして、町内事業者にも大きな影響が出ております。こうしたことから、町では、より多くの町内企業を支援するため、国や県の支援と対象とはなっておりませんが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対する町独自の支援を行ってまいりました。

まず、需用費の消耗品費でございますが、事業継続緊急支援給付金に関わるラベルシールの購入代、印刷製本費は、同給付金に関わる発送、返送の封筒代でございます。

次に、役務費につきましては、発送時や返信受け取り時の郵送料金に対する手数料と、各種制度周知のための民間誌への掲載料となっております。

次に、負担金補助及び交付金でございますが、タブレット資料18ページも併せてご覧ください。

まず、事業継続緊急支援給付金につきましては、緊急事態宣言に伴い、令和2年2月から4月の売上げを対象とした第1弾と、緊急事態宣言が延長されたことに伴い5月を対象といたしました第2弾を実施しております。合計で延べ402社に対しまして給付金を交付いたしました。

次に、緊急経済対策寒川町共通商品券補助金でございますが、こちらはいわゆるプレミアム商品券事業で、事業主体となっております町、商工会に対しまして、一次販売分、二次販売分を合計いたしました補助金額となっております。合計の販売冊数は10万9,302冊で、経済効果額といたしましては、5億4,436万500円でございます。なお、参加店舗数は252店舗で、換金率は99.6%となっております。

次に、寒川町商工会補助金でございますが、こちらは町内飲食店、87店に対しての支援で、昨年、7月の約1か月間実施いたしました「おいしいおかえし」のイベントに伴います感染症予防対策に対する準備金等を交付したものでございます。

最後に、中小企業販路拡大事業補助金でございますが、コロナ禍におけます社会情勢の変化に対応する中小企業者の販路拡大を支援することを目的に実施した事業で、31件を採択させていただきました。

次に、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は33、34ページ、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金につきましては、事業継続緊急支援給付金、緊急経済対策寒川町共通商品券補助金、中小企業販路拡大事業補助金の事業費の一部に充てております。歳入番号02、決算書は43、44ページ、まちづくり寄附金は、緊急経済対策、寒川町共通商品券補助金のひとり親家庭に対して配付いたしました商品券のプレミアム分、及び寒川町商工会補助金の事業の一部に充てております。

続きまして、タブレット資料12ページをご覧ください。3目観光費、0001観光振興事業費の①観光事務経費でございますが、報償費は、町観光協会主催の写真コンクール表彰に伴う町長賞としての記念品で、観光事務経費の旅費は、職員の出張に伴う普通旅費でございます。役務費は寒川駅にございます周辺案内図、案内看板の建物共済保険料でございます。

次に、タブレット資料は13ページ、観光振興推進事業費の需用費につきましては、県内県外に行つて

おります観光誘客キャンペーン等の際に配布いたしますノベルティーとしてうちわを作成した消耗品費。光熱水費は、寒川北インター入り口に設置しております案内看板へ新たに照明器具を設置したことに伴う電気使用料でございます。また、修繕料につきましては、照明器具の設置に伴う費用でございます。

負担金補助及び交付金につきましては、3市3町と県観光協会とで組織いたします湘南地区観光振興協議会へ14万5,000円、県観光協会へ3万円、県観光振興対策協議会へ7万円を負担する負担金でございます。

次に、タブレット資料は14ページをご覧ください。観光協会補助事業でございますが、こちらは町観光協会に対する補助金で、観光ウォーク、また、冬のひまわり事業などを実施するための経費でございます。なお、さむかわ神輿まつり事業や、寒川びっちょり祭り事業の各実行委員会の事務局なども担っておりましたが、コロナ禍という状況の中で、様々な事業変更がございました。

最後に、タブレット資料は15ページ、歳入決算、一般財源ほかの概要でございますが、決算書は47、48ページ、商工費雑入につきましては、寒川町中小企業施設整備資金特別融資利子補助金過年度返還金で、利子補助の対象とならない融資が含まれていたための返還金でございます。

以上で、産業振興課所管の令和2年度決算についての説明とさせていただきます。ご審議、よろしくお願いたします。

【関口委員長】 産業振興課の説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑のある方。

山田委員。

【山田委員】 中小企業の販路拡大補助金なんですけれども、これは今回31件あったということですけど、まだ残金がありますが、これに関してまた何か新たに活用することはあるのでしょうか。

【関口委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 こちらにつきましては、昨年度、国からの交付金の中で実施させていただいた事業でございますので、今のところ、新たな考えというのはない状況です。

ただ、それぞれ事業者さんのニーズ等も見ながら、今後必要があるかというところについては、判断していきたいと考えております。以上です。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。

1つ言い忘れたんですけども、住宅リフォーム制度なんですけれども、これは年々、結構申請も多くて、たしか補正予算で追加でもやっていますけれども、これをさらにまた増やして、やっぱりどんどん対応を、これに関しては周知というか、いろいろなお知らせなんかはよくやっているといると思うんですけども、これからさらにまた周知に対して何か工夫することはありますでしょうか。

【関口委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 リフォーム助成事業の拡充についてと周知の方法についてのご質問かと思えます。リフォーム事業の拡充については、今のところ考えておりません。今までの事業をこのまま継続したいというふうに考えています。

課題といたしましては、周知の部分になってきますけれども、こちらについては、基本的には対象者は町民の方で、利用できる業者につきましては、町内企業というふうに決められていますので、町内企

業にいかに関知していくかということがかぎになると思っております。そういった部分につきましては、建設業協会、また、リフォーム業者については全て周知をして、案内とチラシ等も配布させていただいております。

また、少し関係がある部分としては、不動産業協会等にもそういった周知をさせていただいておりますし、町広報等でも一般の町民向けに広報はさせていただいております。それと、ホームページ等の掲載等もありますので、周知については、できているものかなというふうに考えております。以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

吉田委員。

【吉田委員】 すいません。私も商工業振興事業費住宅リフォーム等建築工事推進助成事業費に関するところがございますが、先ほどのご説明の中でもおっしゃられたとおり、巣籠もり需要といいですか、居住環境に関する需要というか、ニーズが非常に伸びているところでもありますので、私がもし聞き漏らしていたらあれなんですけれども、申請件数がどれほどあったのかということと、取り逃しというか、本当は申請したかったけれども、この金額を使い切っていますので、申請が通らなかった点等がありましたら、お尋ねをいたします。

【関口委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 申請件数につきましては、令和2年度、実績といたしまして81件でございます。ちなみに、元年度が63件、平成30年度が56件というふうになっておりますので、コロナ禍の中で少し利用が増えたのかなというふうに考えております。

申請については、申請漏れ等という話でございますが、こちらにつきましては、当然、不公平感とかも出てきますので、予算がなくなったからおしまいということではなく、予備費等を充用した中で対応はさせていただいております。以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

茂内委員。

【茂内委員】 私は、タブレットの11のところになるんですけども、先ほどのお話プレミアム商品券、それから「おいしいおかえし」というお話がありましたが、プレミアム商品券の効果といいですか、それは議員間討議の中で、飲食店の方、小売業の方からお話を聞きまして、大体の方が経済効果がよかったというお話を聞きました。この「おいしいおかえし」というものについての効果をお聞きしたいんですけども、お願いいたします。

【関口委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 「おいしいおかえし」に対しての効果というところがございます。こちらにつきましては、料理飲食業協会といろいろ相談をしながら、当初、決めた事業でございます。

料理飲食業協会のほうからは、当初、緊急事態宣言が発令されまして、なかなか思うような事業展開ができなかったと。そうした中で、テイクアウトとか、そういった形で、町民の皆様にとっても料理飲食業協会を気にかけていただいて、応援をしていただいたと。その部分に対して、町民の方に何かお返しができないかということの中で、提案として1か月間イベントを行った事業になっています。

町といたしましては、当然、サービスとか、そういった内容についての補助ということではできません

けども、利用者皆さんが安心してイベントに参加できるよということで、各店舗に対しまして、コロナウイルス感染症の準備金として、感染対策に向けた補助金を入れさせていただいたものですので、最終的に、料理飲食業協会、今、数字を持っていませんけども、100ぐらい会員がございまして、八十何店舗が参加しているという状況もございまして、効果はあったのかというふうに感じております。以上です。

【関口委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 令和2年の予算の中で寒川町が行った飲食店とか小売業の方の支援についてなんですけれども、この予算の中では大体賄えたというか、そういう感じではありますでしょうか。

【関口委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 難しいご質問かと思えます。全てのニーズに応えられたかというのと、全てのニーズには応え切れていないのかなというのが実態でございます。

ただ、町としては、できる限り事業者さんのニーズにお応えできるよう政策につなげてきたつもりではございますし、県、国が対応し切れていない部分の影響が出た事業者に対しての支援ということで、しっかり取り組んできたつもりではございます。以上です。

【関口委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 ありがとうございます。国、県からも支援がある中で、寒川町も、もちろん支援をなさっているとは思いますが、一番大事なのは当の本人と申しますか、飲食店、小売業をなさっている方たちだと思うんですね。その方たちの声を聞いて、何かされてきた、またはこれからしようと思っていることはございますでしょうか。

【関口委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 議員間討議でも恐らくお話が出たかなと思えますけれども、事業者のニーズとしては、やっぱりプレミアム商品券に期待するところは大きいかなと思っております。

ただ、この部分については、決算と少しかけ離れてしまう部分がありますけども、令和2年度、プレミアム商品券をやった中で、それなりの成果も出て、事業者さんからは、さらにもう一度というふうなお話も出ています。その部分については、当然、これから、今、緊急事態宣言の中で考えるべきではないということですが、ただ、準備だけはしっかりしておかないといけないと思っていますので、今後に向けたところにつきましては、また、予算等でご審議いただくかなというふうには思っておりますが、担当としては、今現時点で、前回実施したプレミアム事業を今後どういうふうにしていけばさらによくなるか、具体的には、商品券、紙で発行を全てさせていただきましたが、それに併せて電子媒体とかが併用ができないかとか、その辺りの部分について、既に経験をされている事業者さん等からのいろいろお話をいただいて、事業として、もしやるとなったときには、すぐに対応ができるように準備を進めているところでございます。以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

山上委員。

【山上委員】 2点ほどをお伺いしたいと思います。1点目が、今の同じ11ページにあるプレミアム商品券の関係なんですけど、やはりこれは購買力を高めて、商業者への支援、それとあとは町民の経済的な

支援という両面を持っていたかと思います。そういった中で、実は去年、私は一町民でしたから、そのときに、この6割のプレミアってやり過ぎじゃないって、正直な感想ですが、そう思っていました。そういった意味で、要はこれを例えば3割、4割した場合に、もっと多くの人に行き渡ったのではないかという感想もあります。それと、聞くところによると、お金がある人が結構買えたというお話がありまして、ちょっとどうなのかなというところも実は当時思っていました。

そういった中で、今後またこういったことも計画されるかと思いますが、昨年、第一弾、第二弾と行った中で、そこで見えてきた課題、反省点、あとは効果、そのところを、ちょっと重複するところはあるかと思うんですが、お聞かせ願いたいと思います。

それともう1点なんですが、このコロナ禍によって、例えば居酒屋さんなんか夜の商売ということでやっていたかと思うんですが、それだけでは立ち行かなくなって、要は事業展開をもっと広げたり、違った業種に行くというところの、そういった相談が産業振興課のほうにはあったかどうか。もしあったらどのぐらいの件数があったのか、お聞かせいただけたらと思います。

【関口委員長】 原田課長。

【原田産業振興課長】 プレミアム商品券と、事業の再構築についてのご質問かと思います。

まず、プレミアム商品券事業でございますが、こちらの事業は、過去にも、プレミアム商品券事業というのは町では行っております。そのときには2割の還元だったというところの中で、前年度、2年度につきましては、コロナという特別な事情もありまして、町として、これまで我慢いただいた町民の方の部分も含めてということで66%というような形に設定させていただいたところでございます。

購入の部分につきましては、第二次販売では、最終的には予定の6割程度の販売冊数だったということなので、希望される方については、全て手に渡ったのかなというふうに考えているところでございます。

ただ、お金持ちの方というお話につきましては、これは商品券、何割負担にしても、結果的には発生するもので、個人負担があってそれにプラスアルファの割合をつけているだけです。やはり一定程度のお金がないと、商品券の元金の部分は購入できないので、そういった部分は生じてしまうかなと考えています。ただ、そういったことの考えもございまして、うちのほうの施策ではありませんけれども、子育ての施策では、一部の方に対しては商品券を配付したというようなことも行っておりますので、そういった部分でご理解をいただければと思います。

今後の課題等につきましては、やはり先ほどお話しさせていただいた、寒川町、電子媒体がなかなか進んでいない。利用者のニーズも、そういったところもございますけれども、そういった部分について今後どう対応していくのか。より利用しやすい環境をつくっていくというところが一番の課題なのかなと。一次販売のときには、かなりご意見もいただきましたけれども、販売方法についても、やはり金融機関さんで販売したことによって、かなり密で列をなしたというところもございますので、その部分については、二次販売ではクリアさせていただきましたけれども、さらに、もっと非接触の部分で対応できる方法がないとか、そういった部分については、今後検討していきたいなと考えております。

2点目、夜のお店等の業態を変えてというようなお話でございます。こちらにつきましては、国のほうでは、事業再構築、新たな見直しをして、違う方向で進めていくという事業の取組もございまして、た

だ、寒川町のほうでは、そういった飲食店での採扱はなかったと聞いておりまして、町のほうでも、今そういったご相談というのはいただいている状況でございます。

ただ、昨年度実施させていただきましたコロナ特別の販路拡大の事業の中では、やはり新規事業といったしまして、少し違った視点での新規開発等もございましたので、そうした部分でいえば、業態が違うところであっても、一定程度のそういった企業さんはいらっしゃったのかなというふうには感じているところでございます。以上です。

【関口委員長】 山上委員。

【山上委員】 ご説明ありがとうございます。プレミアム商品券の関係については、やはり必要などころに必要な支援というところで、ぜひとも庁内での横の連携、そういったところをしっかりとやっていただきたいと思います。以上です。

【関口委員長】 よろしいですか。

原田課長。

【原田産業振興課長】 すいません。資料のほうの訂正を1件させていただければと思います。申し訳ございません。

資料ページの11ページになります。コロナウイルス感染症対策事業費の下段の表、下表のほうの歳入科目等のところの表の最後の合計数字が1,231万円と記載しておりましたが、すみません、合計がされておらず、上の段の2億9,342万1,000円を足した金額になります。合計金額につきましては、3億579万2,000円にご訂正いただければと思います。申し訳ございませんでした。

【関口委員長】 えらい違い過ぎて全然気がつかないな。訂正をお願いします。

それでは、以上で質疑を終結いたします。産業振興課の審議はこれで終わりたいと思います。どうぞご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、これからは、環境経済部、環境課の審議に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

菊地部長。

【菊地環境経済部長】 引き続きまして、環境課が所管いたします決算の審査をお願いいたします。

説明につきましては、大山環境課長より、質問につきましては、出席職員により対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 おはようございます。それでは、環境経済部環境課所管の令和2年度決算につきまして、ご説明をさせていただきます。

なお、環境課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。決算書は59ページから62ページの2款総務費1項総務管理費

でございます。12目環境保全対策費、タブレット資料は2ページをご覧ください。1 公害防止対策事業費につきましては、町の環境の状況を継続的に把握し、事業所対策等に活用するためのものがございます。被服費につきましては、水質事故等の対応用胴長の購入費、委託料は、河川の水質検査委託料でございます。

なお、詳細の検査結果につきましては、20ページから27ページに河川水質検査基準としてまとめてございます。

タブレット資料の3ページをご覧ください。2 環境衛生事業費の1 環境衛生事務経費につきましては、環境保全担当事業全般の事務経費でございます。報酬につきましては、環境審議会の委員報酬で、書面会議を含め6回開催し、第三次環境基本計画の策定にご尽力いただきました。旅費は、職員の普通旅費及び環境審議会の委員の費用弁償、委託料は、環境基本計画策定業務委託料、負担金補助及び交付金は、高座地区河川をきれいにする会、桂川・相模川流域協議会の負担金でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

タブレット資料の4ページをご覧ください。2 環境衛生事業費の4 動物対策事業費につきましては、犬の登録や狂犬病予防注射の推進、有害鳥獣の駆除などを通して、動物と共生できる社会を目指すものがございます。報酬につきましては、犬の登録及び狂犬病集合注射時の会計年度職員の報酬、旅費は、職員の普通旅費、需用費は、有害鳥獣捕獲用の箱わな及び狂犬病予防注射済票などの消耗品費や、長寿犬表彰の賞状用紙印刷代、蜂の巣確認用の防護服代、役務費は、狂犬病予防集合注射実施の通知に関わる通信運搬費、委託料は、有害鳥獣及びスズメバチの駆除等の委託料で、有害鳥獣の駆除件数につきましては29件で、内訳としましては、アライグマが12頭、その他、ハクビシンなどが17頭でございます。スズメバチの駆除件数につきましては52件、確認が4件でございます。使用料及び賃借料は、犬の登録事務用のパソコン及びソフトのリース代で、令和2年度末時点の町内の犬の登録数は2,860頭で、前年度から1頭の減でございます。負担金補助及び交付金は、猫の不妊去勢手術費の補助金で、猫の不妊去勢手術費助成で雄が48匹、雌が61匹分に補助金を交付いたしました。また、TNRや子猫の里親探し等の動物保護活動を行う2団体へ補助金を交付し、不幸な猫を増やさない取組を推進いたしました。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

続いて、下表をご覧ください。動物対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書31から32ページ、犬の登録時や狂犬病の注射済票の発行の際にいただく犬の登録手数料は、会計年度任用職員の報酬などに充てております。歳入番号②、決算書39、40ページ、財政課が所管いたします市町村事業推進交付金の一部を有害鳥獣駆除事業に対する消耗品及び委託料などに充てております。

歳入番号③、決算書43、44ページ、まちづくり基金繰入金の寒川キヤットプロジェクトへのクラウドファンディングから、猫の不妊去勢手術費助成事業補助金や、飼い主のいない猫の保護活動を行う団体への補助金に充当しております。

タブレット資料の5ページをご覧ください。2 環境衛生事業費の5 地球温暖化防止対策推進事業費であります。地球温暖化により起こり得る問題や、節電や省エネなどの温暖化防止対策の普及啓発を行うものがございます。消耗品費につきましては、グリーンカーテンで使用するヘチマやゴーヤの有機培養土の購入費、負担金補助及び交付金は、家庭用燃料電池システム・エネファームの設置補助金で、1件

につき5万円で、補助件数は4件でございます。なお、省エネ、省資源行動及び緑の保全等による地球温暖化防止に向けた取組の推進をテーマに事業展開しております寒川町、茅ヶ崎市、藤沢市で構成する湘南エコウェブの令和2年度の事業につきましては、市町村振興協会助成金を100%活用して実施していることから、事業費には反映されておられません。不用額については、備考欄に記載のとおりとなります。

タブレット資料の6ページをご覧ください。2環境衛生事業費の6環境活動推進事業費であります。環境団体との協働等により、町民の環境意識の向上と環境活動の活性化を促進するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、さむかわエコネットへの交付金でございまして、河川の美化活動や、さむかわ中央公園のビオトープ維持管理等、環境保全に向けた協働による活動が展開されております。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

タブレット資料の7ページをご覧ください。3環境保全対策事業費の1美化運動推進事業費であります。町民の皆様の美化意識の向上とごみのないまちづくりを目指すものでございます。需用費につきましては、まちぐるみ美化運動用のごみ袋の購入費、環境美化啓発ポスターの印刷代で、町内公共施設、店舗、事業所へ配布し掲示していただき、啓発に努めました。役務費は、役場、総合図書館駐車場出入口に設置しております3面啓発塔の保険料、委託料は、環境美化活動のごみの運搬委託料でございまして。なお、まちぐるみ美化運動と相模川美化キャンペーンにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、備考欄に記載のとおり、いずれも不実施といたしました。なお、自主的な環境美化活動につきましては、24団体が72回実施し、延べ2,474人の方々にご参加いただき、41.49トンのごみを回収いたしました。

続きまして、決算書は81ページから84ページの4款衛生費2項清掃費でございまして。1目清掃総務費、タブレット資料の8ページをご覧ください。職員給与費につきましては、環境課資源廃棄物担当、美化センター、広域リサイクルセンターの職員の計11名分の人件費でございまして。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございまして、歳入番号1及び2、決算書は47、48ページ、美化センター並びに広域リサイクルセンターの管理運営に関する茅ヶ崎市からの負担金のうち、それぞれの職員給与費に充当するものでございます。

タブレット資料の9ページをご覧ください。2清掃総務事務経費の1清掃総務事務経費につきましては、資源廃棄物担当事業全般の事務経費でございまして。旅費につきましては、職員の普通旅費、負担金補助及び交付金につきましては、大気汚染負荷量賦課金及び神奈川県町村清掃行政協議会負担金でございまして。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

タブレット資料の10ページをご覧ください。3公衆便所維持管理経費の1公衆便所維持管理経費につきましては、宮山駅前公衆トイレ及び寒川駅前公衆トイレの維持管理経費でございまして。需用費につきましては、電気料、水道料、下水道使用料の光熱水費、役務費につきましては、建物共済の任意保険料、委託料につきましては、日常の清掃委託、工事請負費につきましては、JRによる宮山駅の駅舎整備に伴う宮山駅前公衆トイレの解体工事で行ってございましたが、駅舎整備の予定が遅れたことにより、令和3年度に予算を繰り越しております。

続いて、2目じん芥処理費でございまして。タブレット資料の11ページをご覧ください。1ごみ減量化

推進事業費の1 ごみ減量化・資源化推進事業費につきましては、ごみ減量化等の推進及び資源物の適正回収を目的に、自治会や衛生指導員さんのご協力により、分別収集等の徹底とごみ減量化を図るとともに、資源化リサイクルを推進する事業でございます。報償費につきましては、各自治会への資源物分別の報奨金と、衛生指導員190名の謝礼及び15名で構成する廃棄物減量化等推進協議会の謝礼などでございます。なお、各自治会への資源物分別の報償金内訳につきましては、タブレット資料の31ページに記載してございますので、よろしくお願いたします。需用費につきましては、ごみ回収用の指定収集袋の作成費、資源物回収用のラッセル袋等の購入費、違反ごみシールの印刷代でございます。役務費につきましては、指定収集袋販売店への代金請求の郵送料、収集袋代金の口座振替手数料及び衛生指導員の活動保険料。委託料につきましては、収集用コンテナ等の配布委託、公共施設からの剪定枝の資源化委託、指定収集袋を販売する店舗までの配布委託、ごみ質分析の委託料。使用料及び賃借料につきましては、購入した指定収集袋を保管しておくための倉庫の借上料でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

下表をご覧ください、ごみ減量化・資源化推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、②及び③につきましては、決算書の43、44ページ、物品売払収入の中の指定収集袋売払収入、環境課扱い分資源物売払収入、生ごみ処理機販売収入でございます。①につきましては、指定収集袋の作成費に充当し、②につきましては、資源物分別自治会報償金等の報償費に充当し、①の残額は別事業の可燃ごみ収集運搬委託に充当しております。③につきましては、生ごみ処理機、キョーロの購入費に充当しております。

タブレット資料の12ページをご覧ください。2 ごみ資源物収集処理事業費の1 ごみ資源物収集処理事業費につきましては、主に家庭から排出される廃棄物の収集、運搬、処分を行うとともに、焼却灰の適正処理を行う事業でございます。需用費につきましては、開発行為等で新設されたごみ置場の境界を明確にする境界プレートや、蛍光灯分別収集段ボールの購入費等の消耗品、ごみと資源の正しい分け方・出し方や、分別収集日程表の印刷代、ごみ集積所のブロック破損による修繕料。役務費につきましては、臨時ごみ用の証紙販売手数料などで、委託料は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等の収集運搬委託、死畜等の収集運搬委託、焼却灰の運搬処分、資源化の処理委託、茅ヶ崎市への可燃ごみ等の処理委託料等でございます。なお、ごみ収集量につきましては、タブレット資料の28ページに一覧表を記載してございます。

負担金補助及び交付金は、茨城県鹿嶋市への一般廃棄物搬入に伴う環境保全協力金でございます。不用額につきましては、備考欄の記載のとおりとなります。

下表をご覧ください、ごみ資源物収集処理事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、②につきましては、決算書31、32ページ、廃棄物処理業許可申請手数料、諸証明手数料、③につきましては、決算書の33、34ページ、臨時ごみの処理手数料、④につきましては、決算書の43、44ページ、物品売払収入の指定袋売払収入、⑤につきましては、決算書47、48ページ、広告掲載料で、ごみと資源の正しい分け方、出し方と、分別日程表及び指定収集袋の広告収入でございまして、収集運搬委託料及び印刷製本費に充当しております。

タブレット資料の13ページをご覧ください。4 広域リサイクルセンターの管理運営経費の1 広域リサ

イクルセンター管理運営経費でございますが、平成24年4月から稼働いたしました寒川広域リサイクルセンターを管理運営するための経費でございます。

広域リサイクルセンターにつきましては、稼働時から民間企業のノウハウを活用した効率的、効果的な管理運営の検討を茅ヶ崎市と進め、資源物の受入れ、選別や物資の調達、施設の運転業務、機器類の維持管理等を包括的に業務委託することとし、17年9か月にわたる長期包括運営責任業務委託を平成26年7月から導入し、円滑に運営が行われております。報償費につきましては、広域リサイクルセンター運営委員会委員3名への謝礼、旅費は、リサイクルセンター職員の普通旅費、需用費は、緑地花壇の花の苗等の購入費、リサイクルセンター公用車の燃料代と車検代、役務費は車検に伴う印紙代、建物、車両の保険料、委託料は、施設の維持運転管理、自家用電気工作物保安業務委託やプラント機器類の稼働及び点検、資源物の受入れ、選別、搬出や見学の対応等、施設の運営に関わる長期包括運営責任業務委託でございます。負担金補助及び交付金は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への分別基準適合物の再商品化に関わる市町村負担金と、資源物売却収入について搬入割合により案分する茅ヶ崎市への分担金。公課費は、公用車の重量税でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

下表をご覧ください、広域リサイクルセンターの管理運営経費の特定財源でございますが、歳入番号①につきましては、決算書の43、44ページ、リサイクルセンター資源物売払収入は、市町で収集した缶、金属類、衣類等を売却した収入でございます、委託料の長期包括運営責任業務委託、及び資源物抛 outcomes 出金分担金に充当しております。②につきましては、決算書の47、48ページ、再商品合理化抛 outcomes 出金等配分金は、公益財団法人日本容器リサイクル協会から分配されるペットボトル等の有償抛 outcomes 出金等でございます、搬入割合により茅ヶ崎市と案分するもので、委託料の長期包括運営責任業務委託及び資源物抛 outcomes 出金分担金に充当しております。

なお、寒川町分の資源物全体の売払い実績につきましては、タブレット資料の29ページから30ページに記載してございますので、よろしく願いいたします。

3の広域リサイクルセンター管理運営経費負担金は、リサイクルセンターの管理運営に関わる経費について、資源物の搬入割合等に応じて茅ヶ崎市より負担されるものでございまして、前段で説明した資源物抛 outcomes 出金分担金以外の科目に、おおむね搬入割合により案分して充当しております。

タブレット資料の14ページをご覧ください。6 広域粗大ごみ処理施設整備事業費の1 広域粗大ごみ処理施設整備事業費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本方針に基づき、生活環境影響調査業務及び事業方式検討業務を実施したもので、平成28年度から30年度に破碎処理した量に応じて委託料を負担したものでございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりとなります。

下表をご覧ください、広域粗大ごみ処理施設整備事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の41、42ページ、市町村自治基盤強化総合補助金の一部を充当しております。

続きまして、3 目し尿処理費でございます。タブレット資料の15ページをご覧ください。2 し尿処理事務経費の1 し尿処理事務経費につきましては、し尿のくみ取り、運搬及び処理手数料の徴収等に関する経費でございます。需用費につきましては、し尿処理券を庁内印刷するための用紙代、し尿処理清掃

手数料の納入通知書用封筒の印刷代、役務費は、その発送に伴う郵送料や口座振替手数料、委託料は、一般家庭及び事業所等から美化センターへのし尿の収集運搬委託でございます。なお、美化センター収集量の内訳につきましては、タブレット資料の34ページに記載してございます。

下表をご覧ください、し尿処理事務経費の特定財源でございます。歳入番号1、2につきましては、決算書の31、32ページ、し尿処理手数料及び滞納繰越し分を充当しております。

続きまして、4目美化センター費でございます。タブレット資料の16ページをご覧ください。1し尿処理事業費の1し尿処理事業費につきましては、寒川町及び茅ヶ崎市から美化センターに搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の中間処理経費と施設維持管理経費でございます。報酬につきましては、美化センター運営委員会の委員報酬、旅費は、職員の普通旅費であります。いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により、委員会及び職員の出張がなかったことから、全額不用額となりました。需用費は、中間処理に使用します高分子凝集剤、次亜塩素酸ソーダ等の各種薬品、試験用及び作業用品等の購入費、公用車や高圧洗浄機の燃料代、施設の電気、水道、ガス、下水道の光熱水費、機械設備の修繕料でございます。役務費につきましては、電話料、コンピューター回線使用料、隔年実施のトラックスケール検定料のほか、建物保険料等で、委託料は、各種施設管理に伴う業務委託や各種分析委託、脱水汚泥等を堆肥化する脱水汚泥運搬処理業務でございます。使用料及び賃借料につきましては、コピー等複合機に伴うもの、公課費につきましては、公用車の重量税でございます。不用額につきましては、備考欄の記載のとおり、薬剤等の入札による減、電気料金の燃料費調整額の減額によるもの、各種委託の入札に伴う執行残等によるものでございます。

下表をご覧ください、し尿処理事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は47、48ページの美化センター管理費に関わる負担金は、美化センターの管理運営に関わる経費について、し尿脱水汚泥等の搬入割合等に応じて茅ヶ崎市より負担されるものでございまして、職員給与費の充当分以外は、各科目におおむね搬入割合により案分して充当しております。歳入番号②につきましては、決算書41、42ページ、市町村自治基盤強化総合補助金の一部を修繕料に充当しております。

続きまして、歳入の一般財源分等についてご説明をさせていただきます。タブレット資料は17ページ、決算書は29、30ページの14款使用料及び手数料、1項使用料、3目の衛生使用料、2節清掃使用料の行政財産使用料につきましては、リサイクルセンター及び美化センターの通勤車両駐車場代でございます。

決算書の39、40ページ、16款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金1節総務管理費補助金の県大気汚染常時監視測定網交付金につきましては、県が町役場に設置しております大気汚染に関わる常時監視測定器の電気代相当分を負担しており、施設再編課の庁舎等維持管理経費の光熱水費に充当しております。

決算書の45から48ページ、21款諸収入4項1目の雑入、2節総務費雑入の建物災害共済金につきましては、台風により破損した役場正面の3面啓発塔の修繕に伴うものでございます。8節雑入の原子力発電所事故に伴う賠償金につきましては、脱水汚泥の肥料化可否を判断するための美化センター脱水汚泥放射性物質検査業務委託料を東京電力が負担するものです。

以上で、環境課所管の令和2年度決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

【関口委員長】 環境課の説明が終わりました。質疑に入ってまいりたいと思います。質疑のある方、吉田委員。

【吉田委員】 1点、お伺いいたします。塵芥処理費のごみ資源物収集処理事業費、タブレットページは37分の12ページになろうかと思えます。28ページの参考資料の表にもありますとおり、やはり年々ごみの量が増えていっているのかなとは思えます。もちろんリサイクル可能なところで減っているところもありますけれども、やはりごみの量を考えていった中で、まず、担当課としての所管というのか、もちろんコロナ禍における生活環境の変化というのもあるとは思いますが、このところをどのように捉えているのか、お尋ねします。

【関口委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 寒川では、家庭とか事業所、資源物を含めて、寒川町から排出される一般廃棄物の総量は年々減少はしております。

ただ、昨年度の総量は減っているものの、コロナ禍のやっぱり巣籠もり生活の中で家庭から出るごみは増えてはいるんですけど、事業所から出るごみは逆に減っているということで、中の内訳の違いはあるものの、全体としては減っています。

家庭と事業所から排出されるごみと資源、全ての量を人口で割った指標というのがあって、1人1日当たり排出量という指標があるんですけども、令和元年度の実績は、少なさで言うと神奈川県、3位の少なさになっています。トップとの違いは、排出量が多い事業所が多いかどうかということですか、事業活動が活発かどうかということになっています。家庭ごみだけの量で1人1日当たりを比較しますと、寒川は県内で2位というような少なさになっています。しかしながら、町の一般廃棄物処理基本計画の中では、かなりハードルが高い設定をしまして、それでも大分乖離があります。

これがコロナ禍の生活様式だったり、事業活動がまた活発に回復してくると、さらに計画とはまた乖離が出てしまうのかなというところで、引き続き、事業所ですとか町民に向けては、ごみの減量化、資源化の啓発をしていくんですけども、その目標数値というのがあまり開いていますと、将来的に今、茅ヶ崎の環境事業センターも、焼却施設を建ててからもう25年ぐらい経ってしまっていて、今後更新していくとか、藤沢市と一緒に広域でやっていくとかというときに、ごみの目標値というのは、目標だけで下がっていけばいいんですけども、あまり厳しい目標値にしていくと、実際施設を建てるときに、その目標値に沿った規模というような形になってしまいますので、目標値以上のものを建てると、規模的に大き過ぎるんじゃないかという国の補助金から除外されるようなこともあるので、なるべく現実的な数字に近いながらも努力していく目標値を設定するというのが必要かなと思っています。

引き続き、啓発に努めていきますけれども、いずれそういう目標値もちょっと変更しないといけないかなというふうにも考えております。以上です。

【関口委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 すみません。私の聞き方もちょっとよくなかったのかもしれませんが、決算なので、そこまで全体的なあれではなくてもいいんです。去年、令和元年度と令和2年度、特に事業所なんかは営業できていないところもありますから、それは減るでしょうよと。家庭環境の変化、ごみの総量はもちろん減っているかもしれませんが、環境の変化に伴う町民の、例えばごみがどんどん出ちゃっ

て、収集ペースについての考え方だとか不満だとか、そういうものが聞こえていないかというところをちょっと確認したかったんですけども、そこら辺に対する、見えてきているものであったりとか、そういうものがあつたら尋ねしたい。

【関口委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 すみません。ちょっと答えがずれていたというところで、特にこのコロナ禍において、巣籠もり生活だとか、生活様式が変わったということで、ごみが極端に増えて収集が追いつかないですとか、集積場にあふれ返るほどごみが出て問題が起こったとかということは聞いてはございませんけれども、以前から、資源物の場所が遠いとか、月に1回しかないというのは、今もそういうご意見はいただいておりますので、その辺については、今後また見直しを考えていきたいと考えてございます。

【関口委員長】 他にございますか。

茂内委員。

【茂内委員】 タブレットの7ページ目の美化運動のことについてお聞きしたいと思います。コロナの影響で、令和2年秋は美化運動は中止になったと思うんですけども、令和3年度のことですが、今年も中止で、2回延期になって、その後は中止という判断だったと思うんですけども、この予算の中には、予算というものは事業を行うための予算だとは思んですけども、その事業がなくなったときというんですか、その事業がなくなった後の何か処理に対しての予算というものは、使われたりするのでしょうか。

【関口委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 美化運動が中止になった後の予算をどうするかというご質問だと思いますが、基本的には事業が中止になれば、それに伴う収集運搬とか委託料はなくなりますので、そのまま執行残でありますとか、多ければ補正予算で減額するとかということもあるんですけども、美化運動とかは中止になっても、各地域でやってくださることもあって、結局、収集をすることが発生したりとかということがございますので、中止になっても全額減額ということも、ない場合もございます。

【関口委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 美化運動が中止になりまして、私の家の周りもやっぱり草がすごかったので、私個人的に草むしりをしたりとか、やっていました。寒川町は美化運動というのは、ごみのないまちづくりのためにやっていらっしゃるのだと思うんですけども、例えばちょっと狭い道路とかですと、草はやわらかいですが、やっぱり人間の心理としてそこをよけていく。それで、誰かが来たときに、擦れ違いのときにちょっとぶつかってしまったりとか、そういうこともあったり、また、草があつたりすると、その中にごみも結構、掃除していたら見つかったんです。ということは、この寒川町で気持ちよく過ごすためには、やっぱりそういうところをきちんと美化運動しなければならないことを、もし中止になったとしても、やっていくというのはすごく大切かなと思いました。

今おっしゃっていましたが、自治体によっては、各地域によっては、美化運動が中止になっても、お掃除をするというところもあるようなんですが、町としては、それを全体的にやってくださるとか、そういうのが対策としてあるのかなと思ひまして、お聞きしたいと思います。

【関口委員長】 大山課長。

【大山環境課長】 ありがとうございます。今回、やはり美化運動がコロナで中止になってしましまして、おっしゃるとおり、草が伸びて景観がよくないというようなところもありましたので、うちのほうから自治会のほうにも、地域で、そんな全員で出て密になっちゃうような美化運動というよりは、地域地域でそれぞれ取り組める環境美化活動という、それを自治会のほうに呼びかけましたところ、令和元年度は60回あったところが、72回、2割ほど活動が増えまして、独自にそういう活動をやっていただきました。参加人数も、ごみの回収も例年より倍近くしていただきましたので、今後も、そういったいろいろな方法を考えながら、地域の美化に取り組めるように投げかけをしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【関口委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 2点、この美化運動に関係するの、ちょっと微妙なんですけれども、よく道路に不法投棄防止の看板とかが設置されているんですけれども、それは環境課のほうでよろしいのでしょうか。古くなってぼろぼろになっている看板が、町内でちょっと見かけるので、そういうところの点検というか、もやっていただきたいという要望があるんですけれども、それについてどうでしょうか。

それと、10ページの宮山駅のトイレの解体のことなんですけれども、これは今年度に繰越し、もう工事も終わってしまったんですけれども、この段階で、環境課のほうとしてもトイレの管理というものが事業としてあると思うんですけれども、この解体工事に付随して、利用者の方から言われているのは仮設トイレをやっぱりつけてほしいという要望があったんです。それで、この解体工事をやる段階で仮設トイレとか、そこまで考えられなかったのかなというところをお聞きします。

【関口委員長】 絡むところと絡まないところとあるから、答えられる範囲で。

大山課長。

【大山環境課長】 まず、不法投棄の看板については、ポイ捨ての看板でしょうか。缶とかの絵がついた。

【山田委員】 もうかなり古くて、ぼろぼろになっているんですけど。

【大山環境課長】 そうですか。ポイ捨ての看板とかについては、町民の方から希望があればお配りしていて、自分たちでつけていただいている部分があるので、町としてもどこについているか、全部が把握できている部分ではないので、環境課としても現場に出る機会が多いので、そういう古い看板については確認しながら、交換できるものは交換していきたいと思っております。

宮山駅のトイレにつきましては、駅舎の整備に伴う解体ということでありましたので、都市計画のほうで、JRに対しては要望していると思うんですけども、解体工事の期間については、確かに、環境課の工事ということで設置してもよかったと思うんですが、ただ、二、三日の話でしたので、仮設のトイレを設置するという意味も、環境課ではないということで、現在のトイレの設置については都市計画課のほうで要望していただいております。以上です。

【関口委員長】 このトイレについては、また、都市計画のほうでもって聞いてもらいたいと思うけれども、いずれにしても、出来上がったものを維持管理するのは環境課かもしれないけれども、そうではない部分が、建てる場合は都市計画のほうになったりしますので。

他にございますか。よろしいですか。

それでは、それでは、以上で環境課の質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、ここからは、環境経済部農政課の審議に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

菊地部長。

【菊地環境経済部長】 それでは、環境経済部の最後になりますが、農政課が所管いたします決算の審査をお願いいたします。説明につきましては富田農政課長より、質問につきましては出席職員より対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

【関口委員長】 富田課長。

【富田農政課長】 それでは、環境経済部農政課所管の令和2年度決算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりまして、お手元に配付させていただいております決算特別委員会説明資料を基にご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

決算書は85、86、87、88ページになります。6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費は、農政課職員4人分の給与、職員手当及び共済費でございます。

次、タブレット資料は3ページをご覧ください。農業総務事務経費は、農業の健全な発展、農業総務事務の充実を図るための経費でございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県農業会議への負担金でございます。

続きまして、3目農業振興費でございます。タブレット資料は4ページをご覧ください。農業振興事務管理経費は、農業の健全な発展、農業振興事務管理の充実を図るための経費でございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県森林協会及びさがみ都市農業保全対策協議会への負担金でございます。

次に、タブレット資料は5ページをご覧ください。家庭菜園事業費は、収穫する喜び等を通じ、農業に対する理解を深めてもらうため家庭菜園の貸出しを行う事業でございます。家庭菜園は、町内4地区に開設し、179区画の貸出しを行うものでございます。需用費は、家庭菜園を維持するための消耗品の購入費でございます。

次に、タブレット資料は6ページをご覧ください。農業振興対策事業費は、農業経営の基盤強化や生産者の技術及び品質の向上など農業振興を図るための取組支援事業でございます。報償費は、農産物の立毛共進会における賞品代でございます。需用費は、遊休農地対策のためにJAさがみ青壮年部が実施しております保育園児による農業体験のために使用したサツマイモの苗の購入費でございます。負担金補助及び交付金は、農業経営の安定や品質の向上など農業振興を図るため、10の事業に対する補助金等で支援する事業でございます。詳細につきましては、タブレット資料の11ページをご参照ください。

次に、タブレット資料は6ページにお戻りください。歳出の増減理由は、備考欄の記載のとおりでござ

ざいます。下の表をご覧ください。農業振興対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39、40ページの被災農業者支援事業補助金は、全額負担金補助及び交付金へ充ててございます。

次に、タブレット資料は7ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症対策事業費は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により売上げが大きく減少している町内の中小企業等が厳しい状況に追い込まれると予想されるため、事業継続のため、町独自の緊急支援策として町事業継続緊急支援給付金の農業者への支援事業でございます。しかし、対象申請者がいなかったため、負担金補助及び交付金の170万円につきましては、引き続き感染症対策が必要であることから、全額、翌年度へ繰越明許したものでございます。

続きまして、4目農地費でございます。タブレット資料は8ページをご覧ください。農地事務管理経費は、農業生産基盤の整備と生産性の向上を目的とした事務管理の経費でございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県土地改良事業団体連合会の負担金と同じく湘南支部への負担金でございます。

次に、タブレット資料の9ページをご覧ください。土地改良施設整備等事業費は、農業生産性の向上のため農業用排水路等の整備と維持管理を実施し、主に農業用水の安定供給を図るものでございます。需用費は、設計図書を購入でございます。委託費は、農業用水路の維持管理を目的とした除草、しゅんせつ、清掃の委託料でございます。工事請負費は、農業用排水路等の軽微な維持補修を行った急施工事と花川用水路予防保全対策工事でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県所管の相模川左岸用水路の老朽化対策工事及び水門等の自動化工事に対する県営左岸土地改良区負担金と、相模川左岸用水路の草刈りや軽微な工事を行うための維持管理負担金でございます。なお、各事業の増減理由につきましては、備考欄の記載のとおりでございます。

下の表をご覧ください。土地改良施設整備等事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39、40ページの農業用施設防災対策事業補助金は、全額、工事請負費へ充ててございます。補助率の内訳は、国が10分の5、県が10分2で、残額を町で支出しております。そのうちの工事請負費の一部につきまして地方債を充てております。歳入番号②、決算書は49、50ページの農業用水路・農業等整備事業債は、財政課にて取りまとめて説明したものでございます。

続きまして、歳入の一般財源分について説明させていただきます。タブレット資料は10ページ、決算書は31、32ページの14款使用料及び手数料2項手数料3目農林水産手数料でございます。こちらは2,400円で、農用地証明の手数料でございます。

以上で、農政課が所管いたします令和2年度決算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 農政課の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

吉田委員。

【吉田委員】 それでは、1点質問させていただきます。タブレット説明資料は11分の7ページ、農業振興費、新型コロナウイルス感染症対策事業費のところでございますが、この補助金は申請がなかったというご説明でございましたけれども、まず、これはどのように周知をしたのかという点と、申請がなかった理由をどのように把握されているのか、お願いします。

【関口委員長】 富田課長。

【富田農政課長】 ただいまの委員のご質問なんですけれども、このコロナ対策の補助金のほうなんですけれども、周知の方法としましては、各農業者のほうに周知できるように、皆さん生産組合に入っておりますので、生産組合のほうの組合長が、総会がありますので、そこで組合長が説明して回覧のほうをお願いしております。それと今回、申請がゼロということなんですけれども、そこら辺の内訳というのは特にありませんでしたので、理由はよく分からないというのが現状でございます。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

山田委員。

【山田委員】 そうしましたら、タブレットの6ページで、農業人材力強化総合支援は、対象者がなかったということですけど、これは新規就農者とかそういうものもここに絡んでくるんでしょうか。この予算で、新規就農者、前も1人か、たしかいたと思うんですけど、これに関して、どういう周知とか、新規就農者とか募集をかけているのか教えてください。

【関口委員長】 富田課長。

【富田農政課長】 この農業人材力強化、ゼロということなんですけれども、今回、令和2年度の場合は、新規就農者の個人の方はおられなかったです。この周知の方法としましては、新規就農者をするためには農業アカデミーとか有資格者の農家、そういうところの研修を受けて、いろいろとあるんですけども、そこら辺の研修を受けてなるという形になりますので、取りあえず令和2年度はいませんでしたけれども、令和3年、4年、今現在、研修を受けておられる方がいますので、令和3年、4年には、何名かの方が出てくると予想しております。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、農政課の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、農業委員会事務局の審査に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

富田事務局長。

【富田農業委員会事務局長】 これより農業委員会事務局所管の令和2年度決算につきましてご説明をさせていただきます。説明につきましては事務局の私、富田より、質問等につきましては同席する職員によりお答え申し上げます。よろしく願いいたします。説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております決算特別委員会説明資料を基にご説明をさせていただきます。よろしく願いします。

決算書は83、84ページをお開きください。6款農業水産業費1項農業費1目農業委員会費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。まず、職員給与費であります。事務局長を除く農業委員会事務局職員2人分の給与、職員手当、共済費でございます。

続いて、下の表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は31、32ページの農業委員会証明手数料は、職員手当等に充ててございます。歳入番号②、決算書は31、32ページの農業者年金事務手数料及び歳入番号③、決算書は41、42ページの農業委員会交付金は、給与に充ててございます。

次に、タブレット資料の3ページをご覧ください。農業委員会事務運営経費であります。報酬は、農業委員8名と農地利用最適化推進委員3名の年間報酬と会計年度任用職員報酬でございます。職員手当等は、会計年度任用職員の職員手当でございます。報償費は、農政課主催の農産物品評会及び立毛共進会における副賞代でございます。旅費は、湘南地区農業委員会連合会総会の費用弁償と普通旅費でございます。交際費は、支出がございませんでした。需用費は、農業委員会の開催、農業委員の活動に伴う消耗品でございます。役務費は、利用状況調査に伴う郵送料でございます。委託料は、農地台帳システム保守点検委託料でございます。使用料及び賃借料は、年間の農地台帳システムのパソコンリース料でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県農業委員会職員事務研究会の負担金でございます。なお、決算特別委員会説明資料4ページ以降に参考資料としまして、農地の移動・転用一覧を添付しております。内容につきましては、資料をご参照ください。

以上で、農業委員会事務局の令和2年度の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 農業委員会事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑のある方、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、農業委員会事務局の審議につきまして、以上で終結いたします。どうぞご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

これからの審議は、都市建設部の審査に入ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、都市建設部の、まずは道路課の審査に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

黒木部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、これより都市建設部の令和2年度の決算につきまして審査をお願いいたします。初めに、道路課につきましては勝又道路課長より説明をし、質疑に対しましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 勝又課長。

【勝又道路課長】 それでは、都市建設部道路課所管の令和2年度決算につきまして、決算特別委員会資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、道路課につきましては、組織の見直しによる所管の変更はございません。

それでは、説明をさせていただきます。決算書は87ページから90ページ、主な不用額の理由等につきましては備考欄をご参照ください。タブレット資料は2ページをご覧ください。8款土木費1項道路橋

りょう費1目道路橋りょう総務費でございます。職員給与費は、部長を含め道路課職員10名の給料、職員手当等及び共済費でございます。

3ページをご覧ください。道水路境界確認事業費は、町が管理する道路及び水路の境界確定立会い、図面作成など、道水路の適正な管理を図るものでございます。委託料は、境界の確認業務に伴う測量及び確定図の作成委託11件分と境界確定図交付用の複写機保守点検委託、使用料及び賃借料は、複写機の借上料でございます。委託料の詳細につきましては、11ページの参考資料1段目、2段目の表をご覧ください。

続きまして、下の表、道水路境界確認事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は31、32ページ、道路橋りょう手数料は、境界確定図、官民有地確定証明、道路幅員証明の交付手数料で46万7,000円を委託料に充ててございます。歳入番号②、決算書は39、40ページ、市町村移譲事務交付金は、委託料へ1万1,000円充てており、こちらは財政課がまとめてご説明したものととなります。

4ページをご覧ください。道路橋りょう事務管理経費は、道路や水路の適正な管理事務を行うことを目的とした経費でございます。旅費は、職員の出張旅費、需用費は、主に道路境界用の石ぐいやアルミ製表示板等の消耗品の購入、委託料は、道路台帳補正事業委託料で、町道の新規認定、舗装改良等に伴い、道路台帳の補正業務を実施しております。委託の詳細につきましては、11ページの参考資料3段目、4段目の表をご覧ください。負担金補助及び交付金は、神奈川県都市土木行政連絡協議会の負担金でございます。

タブレット資料は5ページをご覧ください。2目道路橋りょう維持費でございます。道路橋りょう維持補修事業費は、道路構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通を確保するため、寒川町舗装維持修繕計画に基づき舗装の修繕を、また橋につきましては、寒川町橋りょう長寿命化修繕計画に基づき橋りょうの維持修繕を実施しております。委託料は、舗装支持力調査委託と橋りょう補修設計業務委託で、委託の詳細につきましては、11ページの参考資料5段目と6段目の表をご覧ください。工事請負費は、田端40号線を含む8件の舗装改良工事と、1件の寒川大橋長寿命化工事、また緊急を要する道路施設の維持補修を目的とした7件の安全対策工事を実施しております。詳細につきましては、13ページから14ページの工事箇所表と、15ページの工事箇所図図面番号の11から19をご覧ください。

続いて、下の表、道路橋りょう維持補修事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は35、36ページ、道路橋りょう費補助金1,859万9,000円は、社会資本整備総合交付金で、資料8ページの狭あい道路解消事業費622万2,000円とともに交付されております。充当先は舗装改良工事の2件で、補助率は50%でございます。また、橋りょう修繕事業1件の工事と委託1件に充てており、補助率は55%でございます。歳入番号②、決算書は49、50ページ、道路橋りょう維持補修事業債は、委託料と工事請負費に充てており、こちらは財政課がまとめてご説明したものととなります。

6ページをご覧ください。道路橋りょう維持管理経費は、道路や水路等施設の維持管理を目的とした経費でございます。需用費の消耗品費は、道路維持補修に伴う作業用の皮手袋、バリケード等の購入費、修繕料は、街路灯などの修繕料、光熱水費は、主に街路灯の電気料でございます。役務費は、寒川駅のエレベーター、エスカレーターの運行管理を行うため、光ケーブルにより役場道路課への映像を送るための通信料、委託料は、道路や水路の維持補修作業、側溝等の清掃など道路施設の維持管理のために実

施している道路維持管理委託料でございます。委託の詳細につきましては、12ページの上段の表1から12をご覧ください。使用料及び賃借料は、道路用地として民間の一部を借りているもので、土地借上料とコンピュータ借上料として寒川駅エレベーターのモニター監視システムのリース料、工事請負費は、寒川駅南口エレベーターの保護装置取付工事で、こちらは予備費を充当しております。原材料費は、道路補修用の砕石やアスファルト合材、側溝の蓋などの材料の購入費、負担金補助及び交付金は、寒川駅エレベーター、エスカレーターの電気料負担金でございます。

続いて、下の表、道路橋りょう維持管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①から④、決算書の29、30ページをご覧ください。歳入番号①、道路掘さく復旧費負担金244万円、歳入番号③、道路占用料3,717万6,000円、歳入番号④、水路使用料353万1,299円につきましては委託料に充てております。

続きまして、タブレット資料は7ページをご覧ください。3目道路橋りょう新設改良費でございます。道路橋りょう整備事業費は、市民生活に最も身近な社会基盤である道路を整備し、町民が安全かつ快適な生活環境の向上を図る事業でございます。旅費は、職員の普通旅費、需用費は、設計図面印刷のためのインクカートリッジの消耗品や設計に伴う積算資料や参考図書の購入費、役務費は、田端宮山6号線の歩道設置に伴う不動産鑑定手数料、委託料は、大曲14号線の歩道設置に伴う建物調査委託と田端宮山6号線の歩道設置に伴う家屋調査委託でございます。委託の詳細につきましては、12ページの2段目の表をご覧ください。使用料及び賃借料は、大曲14号線歩道設置に伴う道路用地の借上料と工事設計書を作成するための市町村積算システム等の使用料、工事請負費は、一之宮24号線改良工事を含む10件の道路改良工事でございます。詳細につきましては、13ページの工事箇所表と、15ページの工事箇所図面番号1から10をご覧ください。負担金補助及び交付金は、神奈川県都市計画街路事業促進協議会等の負担金でございます。

続いて、下の表、道路橋りょう整備事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は49、50ページ、道路橋りょう整備事業債は工事請負費に充てており、こちらは財政課がまとめてご説明したものととなります。

8ページをご覧ください。狭あい道路解消事業費は、主に幅員4メートル未満の道路について、道路後退用地等の測量委託など用地買収、物件補償を行うことにより道路の拡幅整備を実施し、狭あい道路の解消を図るものでございます。委託料は、狭あい道路後退用地の測量・分筆等の委託35件分と所有権移転登記等の委託33件分でございます。委託料の詳細につきましては、12ページの3段目の表をご覧ください。公有財産購入費は32件で294.06平方メートルの道路後退用地を取得したもので、補償補填及び賠償費は、道路後退に伴う9件の物件補償費でございます。

続いて、下の表、狭あい道路解消事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、道路橋りょう費補助金622万2,000円は、社会資本整備総合交付金で、先ほど説明しました資料5ページの道路橋りょう維持補修事業費1,859万9,000円とともに交付され委託料等に充てており、委託料は、公有財産購入費の補助率については2分の1、物件補償費の補助率は3分の1となっております。

9ページをご覧ください。交通安全施設整備事業費は、交通事故を防止するため路面標示や道路反射鏡の新設、修繕及び通学路の安全対策工事を実施するものでございます。需用費は、22か所の道路反射鏡を修繕したもので、工事請負費は、新たに8基の道路反射鏡を設置、また通学路等の危険箇所に区画

線やカラー舗装等を設置した交通安全対策工事でございます。

続いて、下の表、交通安全施設整備事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は43、44ページ、まちづくり基金繰入金は工事請負費に充てており、こちらは財政課がまとめて説明したものととなります。

最後に、歳入予算の説明でございます。タブレット資料は10ページをご覧ください。決算書は43、44ページ、土地売却収入は、法定外公共物のうち未利用道路及び水路の払下げによる売却収入で、岡田地内の1か所で81.46平方メートル、350万2,000円でございます。

以上、道路課が所管いたします令和2年度の決算についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

【関口委員長】 道路課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方。

山田委員。

【山田委員】 それでは、何点かお聞きします。まず、5ページで道路橋りょう維持補修工事ですけど、この執行残があるんですけど、これに関しては予定というのはどうなっているのでしょうか。お伺いします。

それと、道路橋りょう維持管理の中で、多分、道路点検の委託をしていると思うんですけど、これに対して、シルバーさんをお願いしているのかなと思いましたが、これに関して、雨の日の点検とかそういうものはやっているのでしょうか。というのは、水たまりが道路にできていて、それで歩行者の方たちが通行に不便だということをよく聞くんですけど、その辺の点検、雨の日の点検をやっているのかお伺いします。

それと、6ページで道路側溝の清掃の委託なんですけど、これは落札の減ということで、理由についてお聞きします。それと、ここに関しても、町民の方から側溝の整備をしてほしいという要望が出ていますので、それについての対応をお願いします。

それから、7ページで狭あい道路の件なんですけど、今どれぐらいの進捗になっているのかということをお聞きします。

あと、8ページで交通安全施設のところなんですけど、区画線の工事ということなんですけど、執行残についてどれぐらい残っているのか。それから、白線が消えていて危険な場所もありますので、それに関しての対応というのはどうなっているのかお聞きします。

【関口委員長】 彦坂主査。

【彦坂主査】 ご質問ありました1点目の橋りょう維持修繕事業費の工事の執行残なんですけれども、工事につきましては執行残はありますけれども、予算どおり全て工事については発注済みとなっております。

以上です。

【関口委員長】 栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 まず、2点目の雨の日の点検に関しましては、週2日か3日で、道路の施設等管理業務委託でシルバーさんのほうに道路をパトロールしていただいているんですけども、その中で、雨の日は修繕できませんので、特に修繕箇所のパトロールを主ということで、雨の日も実施はしております。

す。

3点目の側溝の清掃の落札減なんですけれども、これは通常の一般競争入札でやっておりますので、そのまま予算に対しての減になりますので、たしか落札率は9割ぐらいだったと思うんですけども、そのための執行残となっております。

以上です。

【関口委員長】 飯塚主査。

【飯塚主査】 4番目の狭あい道路の進捗状況ということなんですけれども、4メートル未満の幅員の道路は、認定道路の全体の20.8%ということで、令和2年度の解消率は、前年比として0.2%の伸びとなっております。延長の数字としては401.06メートルを整備しております。

以上です。

【関口委員長】 彦坂主査。

【彦坂主査】 区画線につきましての執行残なんですけれども、これにつきましても、工事は予定どおり出しているんですけども、やはりどうしても落札減というものもありますので、工事については予定どおり発注しております。

以上です。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。執行残に関しては、入札の金額が少なかった、安く出てきたということで執行残があったということによろしいんですかね。

それと、道路点検に関して週に二、三回やっているということで、雨の日は点検だけやっているということで、よく細かく見てもらって、やっぱり晴れている日に見ても、なかなか水たまりというのは分からないので、雨の日に重点的にそういうところを見てもらって、晴れた日に補修してもらおうということをお願いしたいと思います。

それから、側溝のほうも、入札の金額が安くなって入札されたということで、そういうことですけど、これに関しても、実際どうしても、これからまた大雨の時期になってくるとすると、やっぱり側溝の水があふれたりするということがありますので、町民からの要望とかがありましたら早急に対応していただきたいと思います。

あと、狭あい道路の件は了解しました。それで、狭あい道路なんですけど、一応4メートル未満のところに対してということですけど、基準はたしか4メートル以上ということになると思うんですけど、最近の道路の状況を見ますと、4メートルでは車の擦れ違いとか何かもできないということも出てきているかなと思いますけど、それに関しては道路の車の通行量の状況に応じていろいろあると思うんですけど、その辺はまたいろいろと研究していただいて、通行の支障、ましてや、今、最近の車というのは横幅が広がっているの、どうしても実際、最低基準というところから、なかなか大変なところもあるので、その辺はまた、よく調査をしていただきたいと思います。

それから、白線の工事のところなんですけど、これに関しても入札の関係ということでしたけど、これもやっぱり白線が消えている危険な場所があると思うので、それも点検のところをよく見ていただいて対応していただきたいと、これは全部、要望でいいです。

以上です。

【関口委員長】 何点かあったと思いますので、勝又課長。

【勝又道路課長】 まず、1点目の水たまり、降雨のときの点検ということでございますが、台風や大雨のときには、職員が当然出勤しておりまして、冠水の状況だとかというところ等、側溝の流れ等も点検しておりますので、引き続き注意して見ていきたいと考えております。

また、狭あい道路につきましては、基本的には4メートル、今、狭あい道路事業としては4メートルの拡幅ということで対応しています。これにつきましては、建築基準法上の道路ということで、4メートルに拡幅するというので、この事業については実施しております。それ以上の拡幅ということであれば、それなりの交通量があつて通過交通があるというところで、狭あい道路とは別の道路拡幅事業という対応になりますので、基本的には4メートルで対応しているということでございます。

以上でございます。

【関口委員長】 よろしいですか。他にございますか。

吉田委員。

【吉田委員】 私も道路橋りょう維持費のところ、ページはタブレット資料15分の6ページ、先ほど山田委員からの質問がありました、側溝の清掃委託のところでございますが、道路側溝の清掃に関しましては、私も事あるごとに言わせてもらいましたし、消防団員としても、実際に清掃しなければならなかったこともあった、また、私の同会派の同僚議員も側溝の定期的な清掃については言い及んでいるところでございますので、令和2年度、こちらについて施策を施してくださったことには感謝を申し上げますが、これが委託したことによってどのような改善が図られたのか、また、どのような範囲というのか、清掃がなされたのかという確認が1点と、もう1件、県道の側溝に関するところをどのように対応されているのか。例えば、一之宮小学校のあるところの交差点なんか、あそこは大雨が降るとほぼ必ず浸水するようところがございますから、あの辺も併せてどのような対応を行われたのか、ご質問させていただきます。

【関口委員長】 勝又課長。

【勝又道路課長】 1点目の側溝清掃によってどういう改善がなされたのか、また範囲、規模等でございますが、まず、道路側溝の清掃につきましては、基本的に苦情を受けた段階で、職員が現地を確認しまして、堆積率だとか道路の状況によりまして側溝清掃を実施するかどうかということで判断しまして、優先順位をつけた上で側溝の清掃をしております。実際に昨年度の実績としましては、道路側溝につきましては2,525メートルを実施しております。あとは管渠、道路の下に潜っている暗渠につきましては470メートル、集水ます、グレーチングがかかっている部分ですが、集水ますについては155か所を実施してございます。

それと、2点目の県道の冠水等につきましては、基本的には都市計画課を通じまして、道路管理者でございます藤沢土木事務所のほうに連絡をして、状況については伝えているということでございまして、基本的に道路管理者が道路側溝の清掃をするということで、県道の側溝清掃は町のほうでは実施してございません。

以上でございます。

【関口委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 令和2年度実績、グレーチングの155か所をやってくれたんですね。思ったよりやっていたのでありがたいんですけども、要望があった箇所でも優先順位をとということで行われているということですが、逆に要望がないと把握する手段がないのかという点は1点確認をさせていただきたいのと、あと、県道に要望、県の道路なんだから県にやってもらわなくちゃいけないのは分かるんですが、実際に要望を出してそれが行われたのかどうかの確認、あと回答があるなら回答もいただきたいんですけども、というか、県のほうからも回答を出してほしいんですけども、どういうものになるのか。そこら辺を詳しく説明いただければ幸いです。

【関口委員長】 栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 要望以外の側溝清掃の箇所なんですけれども、我々道路課職員が現場へ行く際には、側溝が詰まっているかどうかというのは確認は常日頃していますので、その際に、もうここは完全に詰まっているという箇所があれば、その箇所は側溝清掃を行うということで、我々のパトロールとして上げているという状況でございます。

県のほうの対応状況につきましては、私どもとしては、都市計画課の国県対策の担当のほうに引継ぎをしているまでで、その結果がどうなっているかまでは道路課としては確認していない状況でございます。

【関口委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 道路の施工がある場合は、行った担当の職員の皆様が確認してくださっているそうですので、その点は安心しましたが、できれば全体としての側溝の管理の仕方はご一考いただきたいと思えます。行ったところしか見ていないとなると、行かないところは見られない可能性がありますので、全体として確認をしていただきたいというか、適切な側溝のあるべき状態を維持できるようにしていただきたいというところ、これは要望で結構でございます。

もう1点、県道のところに関するものは、やはり要望を送って終わりではなくて、その後どういった対応をされたのか必ず確認をしてほしいですし、そのままの状態であってはなりません。3問目なので最初に言えばよかったんですけど、県道の管理に関しましては、いろいろ思うところがございまして、木が生い茂っていたり草が伸びていたりとか、そういったところが目につくところも多々ございまして、もちろんちゃんと要望を出してほしいし、それがどのような対応をされたのかは確認していただきたいので、あんまり決算から離れてしまうとよろしくないでしょうから、適切なその年度の維持管理がどのように行われたのかの確認と報告は見える形でしていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。何か回答があれば。

【関口委員長】 特に県道の関係については、ここで答えられることは答えていただきますけれども、また、都市計画課のほうで質疑もしてもらえばと思えますので、その辺も踏まえて、多分、部長のほうから何か話があると思えますので。

黒木部長。

【黒木都市建設部長】 県のほうへ側溝に限らずほかの件に関しても、都市計画課の国県担当のほうで伝えます。私知っている限りでは、必ず回答が来ます。ここはこういうふうな対応をしますとか、

ここはちょっと物理的に無理ですとか、そういったところで、必ず県のほうから報告は上がってきますし、また、うちのほうもどうなったかといったときは、国県対策のほうで、県に再度連絡をして確認は取っているというふうに私は認識してございます。よろしくをお願いします。

【関口委員長】 特に部内会議でできることですから、部内会議でもって道路課と都市計画課との連携を取れば、状況というのは把握できるわけですから、部内会議の中で、部長、しっかりと対応していただければと思いますので、よろしくをお願いします。吉田委員、よろしくをお願いします。

他にございますか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、2点ほどご質問したいと思います。去年はいろいろとお世話になりまして、ありがとうございました。道路橋りょう維持管理経費、何度も聞かれているんですが、こちらのほうは自治会や町民からの依頼で行っていただけるということでもよろしいですか。要は、それでここはしなくちゃいけない、清掃しなくちゃいけないという判断があったら行うというところでもよろしいでしょうか。いろいろとそういったご意見を町民の方からいただくので、それをお伝えしたいなと思っていますので。

それと、道路関係ですと、請負工事委託料というのが非常に多い部門だと思っています。登記等については、嘱託登記の協会を通してやるというのはもう重々承知をしているんですが、ほかの請負工事または委託に関して、要は、業者登録をしているところに必ず請け負ってもらっているのか。それとも金額によって、業者登録をしていなくても請け負ってもらっているかというところを、ちょっと遠回しなんですけど、お伺いしたいと思います。

【関口委員長】 勝又課長。

【勝又道路課長】 1点目の側溝清掃等の苦情につきまして、自治会または町民からの依頼があった場合に、優先順位をつけて対応していただけるかということですが、もちろんそういった対応で実施してございます。また、職員またはシルバーさんのほうでも見回っていますので、そのようなことがないようにパトロールは実施しております。

2番目の工事または委託の請負ということで、質問としては工事関連でよろしいのでしょうかね。委託でしょうかね。ご質問は、狭あい等の委託の関係でしょうかね。工事関連の委託のことでしょうかね。

【山上委員】 道路維持補修作業委託です。

【勝又道路課長】 道路維持補修の作業委託につきましては、昨年度については、建設業協会さんと造園業協会さんのほうに委託をしてございます。作業の内容によりまして、道路の緊急作業と、あとは草刈り等ございましたら、その都度、職員で対応できない、あるいはシルバーさんのほうで簡易的に作業できないという内容につきましては、協会さんのほうに依頼をかけて委託を実施してございます。

以上でございます。

【関口委員長】 山上委員。

【山上委員】 それでは、年間での契約とか、そういった感じでよろしいのでしょうか。単価契約みたいな。

【関口委員長】 栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 年間での単価契約という形で、1日当たり幾らという契約を結ばせていただいております。

ります。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

茂内委員。

【茂内委員】 よろしくお願ひします。道路のことに関するといふか、その質問なんですけれども、私は息子がおりまして、男の子ですが、夜遅く帰ってくる中でも、やっぱり心配はあります。町民の方からもお話の中で、道路が暗いというお話を伺います。まして女の子をお持ちの親御さんにしてみたら心配だとは思ふんですけれども、町としては、暗い道路といひますか、街路灯がない場所などの把握といひますか、また、町民の方から声があるとかがありましたら教えてください。

【関口委員長】 街路灯はここじゃないんだ。安全対策だから、町民安全課になるから、これから来るから、ちょっと待つて。

【茂内委員】 失礼しました。忘れてください。

【関口委員長】 終わっちゃったか。

【茂内委員】 終わっちゃいましたか。すみません。

【関口委員長】 カーブミラーはここなんだけれども、防犯灯は町民安全課なんです。

【茂内委員】 違いますね。失礼しました。忘れてください。

【関口委員長】 ただ、道路の街路灯の関係で、暗いとか明るいとかといふことで、つけるつけないはともかくとしても、何か考えがあったらお答えいただけますか。今の委員さんの質疑に対して。

勝又課長。

【勝又道路課長】 確かに、部分的に道路が暗いといふところはあると思ふんですが、道路課が管理しています照明につきましては、主に橋などの道路橋りょうの道路照明を設置しております。それと一之宮の水道みちだとか、駅前の一部份の道路課が管理している照明は設置してございまして、点検、長寿命につきましては定期的に実施しておりますので、道路について管理している部分については、適正に管理しているといふことでございします。

【関口委員長】 ただ、茂内委員、例えば県道なんかにしてもそうだけれど、その道路であったり、田んぼをやっているところについては、稲作の生産組合のほうからも、虫が集まるので外灯はやめてくださいといふところがあります。ですから、特に農地絡みのところについては、なかなか防犯灯だとか明かりがつけられないといふところも場所場所によってはありますので、この県道も暗くてどうしようもないといふ言われますけれども、これもやっぱり生産組合のほうから稲作の関係がありますので、ですから、そういうところは、なかなかつけられない、こういうこともあります。だから、道路事情もいろいろな事情があつての暗さといふものもありますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思ひます。

【茂内委員】 ありがとうございます。

【関口委員長】 それでは、以上で道路課の質疑を終結いたします。どうもご苦労さまでした。暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、次に、都市建設部下水道課の審査に入ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 続きまして、下水道課所管の決算になりますが、こちらは一般会計と特別会計とございます。内容につきましては、下水道課飯田課長より説明し、出席職員で質疑対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 飯田下水道課長。

【飯田下水道課長】 それでは、都市建設部下水道課所管の令和2年度決算につきましてご説明をさせていただきます。なお、下水道課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございません。また、説明に当たりましては、タブレットの説明資料を基にご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、一般会計でございます。決算書は93、94ページの8款土木費2項都市計画費4目下水道費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。18節負担金補助及び交付金は、下水道会計特別負担金2億1,364万9,831円と下水道事業特別会計補助金1億6,412万9,000円となり、決算合計額は3億7,777万8,831円となりました。23節投資及び出資金は、下水道事業特別会計出資金4,705万2,902円の決算額となりました。これらにつきましては、一般会計から下水道事業特別会計への繰出金でございます。

一般会計については以上でございます。

【関口委員長】 一般会計についての下水道課からの説明が終わりました。質疑のある方、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、続けて、特別会計のほうの説明をお願いいたします。

飯田下水道課長。

【飯田下水道課長】 続きまして、特別会計についてご説明をいたします。決算書は168、169ページの令和2年度寒川町下水道事業特別会計決算報告書でございます。1、収益的収入及び支出で、事業運営に係る収支でございます。上の表の収入における1款下水道事業収益の決算額は12億9,670万9,011円で、予算額に対し3,667万989円の減額でございます。

次に、下の表の支出における1款下水道事業費用の決算額は12億7,349万7,865円で、不用額は4,166万4,135円でございます。

1枚おめくりください。170、171ページは、資本的収入及び支出で、下水道施設の整備に係る収支でございます。上の表の収入における1款資本的収入の決算額は4億4,979万6,733円、予算額に対し5,362万6,267円の減額でございます。

次に、下の表の支出における1款資本的支出の決算額は9億2,645万2,155円で、不用額は4,943万4,845円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金などで補填をしております。

続きまして、173ページの令和2年度寒川町下水道事業特別会計損益計算書でございます。こちらは

令和2年度中における公共下水道事業の経営成績を明らかにするため、営業活動等による収益と費用を記載し、純損益とその発生の由来を示した計算書でございます。上から営業収益と営業費用の差である営業利益がマイナス4億552万8,748円、営業外収益と営業外費用の差である営業外利益が4億694万7,603円となりましたので、営業利益と営業外利益の差額141万8,855円が経常利益となりました。5、特別利益につきましては25万8,446円、特別損失につきましては50万9,238円となりましたので、これらの差引きマイナス25万792円と先ほどの経常利益と合わせた116万8,063円が当年度の純利益でございます。なお、この当年度純利益に前年度からの繰越利益剰余金1,160万5,337円を加えた当年度末処分利益剰余金は1,277万3,400円となりました。

174、175ページは、令和2年度寒川町下水道事業特別会計剰余金計算書で、剰余金が年度中にどのように増減、変動したか、その内容を表した計算書でございます。表中の資本金につきましては、公営企業法第17条の2の規定による雨水の建設財源に充てる出資金4,705万2,902円を追加し、当年度末残高は63億6,899万5,723円となりました。

次に、剰余金のうち資本剰余金でございますが、受贈財産評価額及び補助金に変動はなく、当年度末残高は1億4,073万4,697円、同じく剰余金のうち利益剰余金につきましては、当年度純利益が116万8,063円生じたので、当年度末処分利益剰余金は1,277万3,400円となります。以上、資本金と剰余金を合わせた資本合計の当年度残高は65億2,250万3,820円となりました。

174ページ下段の令和2年度寒川町下水道事業特別会計剰余金処分計算書は、資本金、資本剰余金、未処分利益剰余金の処理状況を表したもので、令和2年度は議会の議決による処分を行わず、繰越利益剰余金とするものです。

176、177ページの令和2年度寒川町下水道事業特別会計貸借対照表は、企業の財政状況を明らかにするため、令和3年3月31日時点において保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表したものです。

176ページ、資産の部における固定資産の合計は209億5,830万2,776円、流動資産の合計は3億1,405万9,139円で、この2つの額を合わせた資産合計は212億7,236万1,915円でございます。

177ページ、負債の部における固定負債の合計は51億6,951万2,835円、流動負債の合計は7億5,362万3,133円、繰延収益の合計は88億2,672万2,127円で、負債合計は147億4,985万8,095円でございます。資本の部における資本金は63億6,899万5,723円、剰余金は1億5,350万8,097円で、これらを合算した資本合計は65億2,250万3,820円で、この資本合計に先ほどの負債合計を合算した負債資本合計は212億7,236万1,915円となり、176ページの資産合計と同額となります。

以上が決算報告書でございます。

なお、企業会計決算における法定調書は、各事業の支払いの明細提示がございませんので、歳出の詳細につきましては、タブレットの決算特別委員会説明（参考）資料によりご説明をいたします。また、下水道事業につきましては、総務省繰出基準などにより科目も多く、その充当先が多岐にわたるため、資料各ページの財源欄と収入番号欄、各表の下段にあります事業に対する収入科目等をご確認いただきたくお願い申し上げます。

それでは、収益的支出で、事業運営に係る支出について説明をさせていただきます。タブレット資料の3ページをお開きください。1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費、施設管理事業費、下水道

維持補修事業費の22節委託料は、下水道施設の維持管理に要する委託で、20件の委託を行いました。内容につきましては、参考資料の20ページに掲載していますので、ご参照ください。25節工事請負費は、下水道施設の維持管理に要する補修工事など6件の工事を行いました。内容につきましては、タブレット資料の22ページに掲載していますので、ご参照ください。27節負担金は、茅ヶ崎市直接流出区域の雨水処理に要する維持管理費用について、協定に基づき茅ヶ崎市へ応分の負担を行ったものです。なお、委託料及び工事請負費の不用額につきましては、入札等による執行残でございます。

続きまして、タブレット資料4ページの下水道台帳管理費の22節委託料は、下水道情報管理システムの保守点検を行いました。内容につきましては、タブレット資料の20ページ下段に掲載してございますので、ご参照ください。

タブレット資料5ページの2目相模川流域下水道維持管理事業費、相模川流域下水道維持管理事業費の27節負担金は、神奈川県及び9市3町で構成する相模川流域下水道の汚水処理及び維持管理に要する費用について応分の負担を行ったものでございます。不用額につきましては、負担金確定による減でございます。

タブレット資料6ページをお開きください。3目普及指導費、水質規制事業費の22節委託料は、公共下水道施設の機能確保を目的とし、事業用排水の水質分析で、内容につきましては、タブレット資料の21ページ上段に記載してございますので、ご参照ください。下段の水洗便所等普及事業費の28節補助交付金は、水洗トイレの普及整備等を図るため、当該改造工事に関する助成金及び貸付あっせん利子補給で、不用額につきましては、申請件数による執行残でございます。

タブレット資料7ページをお開きください。4目総係費、職員給与費でございます。1、給料から賞与引当金繰入額までは、事業運営に係る職員8人分の人件費でございます。5節報酬は、下水道運営審議会委員の報酬でございます。

タブレット資料8ページをお開きください。一般管理費については、事業運営に係る事務経費でございます。22節委託料は、上下水道料金一括納付事務や公営企業に関連する委託など7件の委託を行いました。内容につきましては、タブレット資料の21ページに記載してございますので、ご参照ください。24節賃借料は、積算用プリンターや企業会計システム用機器等の借上料、27節負担金は、日本下水道協会や一般会計事務経費等の負担金で、不用額は、上下水道システム改修委託費の皆減でございます。

タブレット資料9ページをお開きください。5目減価償却費、有形固定資産減価償却費の34節有形固定資産減価償却費は、下水道施設の減価償却費でございます。下段の無形固定資産減価償却費の35節無形固定資産減価償却費は、流域下水道の施設利用権としての減価償却費でございます。

タブレット資料10ページをお開きください。2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費、企業債利息の39節下水道債支払利息は、町債元金に対する利子で、不用額は、借入額確定に伴う減でございます。下段の一時借入金支払利息の41節一時借入金支払利息は、資金不足の際の一時借入れに対する利子ですが、一時借入れを行わなかったため支出はございません。

タブレット資料11ページをお開きください。2目消費税及び地方消費税、消費税及び地方消費税の44節消費税及び地方消費税は、消費税法第4条第1項の規定により納入するものです。不用額は、消費税確定に伴う減でございます。

タブレット資料12ページをお開きください。上段の3項特別損失1目固定資産売却損、固定資産売却損47節固定資産売却損は、車両売却に伴う資産価値より低い価格での売却となった売却損でございます。下段の4目過年度損益修正損、過年度損益修正損の50節過年度損益修正損は、過去の誤納等による使用料の還付金でございます。

タブレット資料13ページをお開きください。4項予備費1目予備費、予備費の90節予備費については1万4,716円を、3項特別損失1目固定資産売却損47節固定資産売却損と12万4,549円を、3項特別損失4目過年度損益修正損、過年度損益修正損にそれぞれ流用を行っております。

ここまでの収益的支出で、事業運営に係る支出でございます。ここからは資本的支出の説明で、下水道施設の整備に係る支出でございます。

タブレット資料14ページをお開きください。1款資本的支出1項建設改良費1目管渠建設事業費、下水道整備事業費の22節委託料は、市街化区域における委託料で、高額資材調査など4件を実施し、不用額は、入札等による執行残でございます。内容につきましては、タブレット資料の23ページに記載してございますので、ご参照ください。25節工事請負費は、汚水及び雨水に関する建設改良費で、15件の工事を実施し、不用額は、入札等による執行残でございます。内容につきましては、タブレット資料の24ページ上段に記載してございますので、ご参照ください。27節負担金は、工事の実施に伴う県道掘削事務負担金及び田端西地区土地区画整理事業負担金でございます。不用額は、負担金確定に伴う減でございます。29節補償費は、工事の実施に伴う既存埋設物や構造物の移設補償費で、不用額は、工事に伴う損失補償費の確定による減でございます。

タブレット資料15ページをお開きください。下水道調整区域整備事業費の25節工事請負費は、汚水に関する建設改良工事で、5件の工事を実施し、不用額は、入札減による執行残でございます。内容につきましては、タブレット資料の24ページ下段に掲載してございますので、ご参照ください。27節負担金は、茅ヶ崎市直接流出区域の雨水整備事業の建設に要する費用について、協定に基づき茅ヶ崎市へ応分の負担を行ったものでございます。不用額につきましては、負担金が確定したことによる減でございます。29節補償費は、工事の実施に伴う既存埋設物や構造物の移設補償費で、不用額は、工事に伴う損失補償の該当がなかったためでございます。

タブレット資料16ページをお開きください。職員給与費の1節給料から4節賞与引当金繰入額までは、下水道施設の整備に係る職員4人分の人件費でございます。2目建設総務費、一般管理費は、下水道施設の整備に係る事務経費でございます。

タブレット資料17ページをお開きください。3目相模川流域下水道建設事業費、相模川流域下水道建設事業費の27節負担金は、相模川流域下水道の施設整備事業に要する応分の負担をするものでございます。不用額につきましては、負担額の確定による減でございます。下段の3項企業債償還金1目企業債償還金、企業債償還金の54節下水道事業債償還金は、過去に借り入れた企業債の償還金元金でございます。

以上が各事業の詳細でございます。なお、タブレットの決算特別委員会説明（参考）資料ですが、これまでのご説明以外に、18ページに収入決算、25ページに工事箇所図、26ページに公共下水道普及状況表、27ページに供用開始図を添付してございますので、ご参照ください。

令和2年度寒川町下水道事業特別会計の決算に関する説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【関口委員長】 ただいまの下水道課の説明が終わりました。審査に入ります。質疑はございますか。山田委員。

【山田委員】 ページが分からないんですけど、社会資本整備の交付金というものがあると思うんですけど、それはどこを見ればいいのか、聞きそびれたのか分からないんですけど、どれぐらい、今回、下水道のほうで交付金の歳入としてあったのか確認したいと思います。

それと、企業債についてなんですけど、結構、金利の高いものがあったりすると思うんですけど、そこに関して借換えとか何かというのは行っているのかというのを確認を取りたいと思います。

以上です。

【関口委員長】 飯田課長。

【飯田下水道課長】 まず、国庫補助金、社会資本整備交付金の収入の部分なんですけど、決算書の170ページ、資本的収入及び支出、そこの中の第1款第4項に補助金というものがございます。その中に含まれております。

【関口委員長】 池田副主幹。

【池田副主幹】 企業債の借換えということなんですけど、実はこの企業債の借換えなんですけれども、国が募集というか、主導して行くものなんですけど、平成24年にその募集がございまして、当町としても平成24年に借換えを行っております。現在につきましては、金利のほうは5.5%未満という形で運用はしていますので、もし国のほうから、そういった募集があれば検討していきたいと考えております。

以上です。

【関口委員長】 山田委員。

【山田委員】 そうしましたら、まず、社会資本整備交付金の国からの補助金ということで、これを見ますと、6,130万円のこれは全部、国からの補助金、交付金というものでいいのか確認を取りたいと思います。

あと、企業債に関しては了解しました。なるべく金利の高いものに関しては、少しでも負担を軽くしていただくというところではどんどん活用していただきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

【関口委員長】 飯田課長。

【飯田下水道課長】 先ほどの交付金、補助金の関係なんですけれども、参考資料の14ページをお開きいただいて、その下段の③に資本的収入、補助金、国庫補助金、国庫補助金ということで、こちらのほうが収入額になります。

以上です。

【関口委員長】 よろしいですか。他にございますか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、ないようですので質疑を終結いたします。それでは、下水道課の審査は以上で終了いたします。どうもご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。それでは、委員の皆様、ここでお昼にしたいと思います。午後の審査は、それでは、13時30分から審査に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。暫時休憩いたします。

【岸本副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

午後からは副委員長の岸本が進行させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

引き続き、都市建設部都市計画課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、都市建設部、最後になります。都市計画課の令和2年度の決算でございます。説明につきましては畠山都市計画課長から、質疑に対しましては出席者職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 それでは、都市建設部都市計画課所管の令和2年度決算につきましてご説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、お手元のタブレット資料07決算特別委員会参考資料を基にご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。なお、組織の見直しに伴い、一部事業費が同資料の備考欄に記載の所管課に変更となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

では、決算書につきましては55ページから56ページ、2款総務費1項総務管理費6目財産管理費です。参考資料につきましては2ページをご覧ください。負担金補助及び交付金は、国土調査推進協議会への負担金。

続きまして、決算書は91ページから92ページの8款土木費2項都市計画費1目都市計画総務費、タブレット資料は3ページをご覧ください。2節給料から4節共済費につきましては、都市計画課、田端拠点づくり課、倉見拠点づくり課、計19人分の人件費でございます。

タブレット資料4ページをご参照ください。都市計画事務費でございますが、都市計画事務に要する経費及び各種負担金に要する経費で、報酬は、都市計画審議会委員の報酬、旅費は、職員の普通旅費、消耗品費は、参考図書等の購入、印刷製本費は、都市計画総括図・都市計画基本図の印刷代、委託料は、田端西地区の都市計画図書作成委託料でございましたが、職員による電子図面の作成で対応が可能となり未執行といたしました。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県建築物震後対策推進協議会ほか3件の協議会への負担金でございます。

続いて、下の表をご覧ください。充当する特定財源でございます。歳入番号①、決算書は33、34ページの都市計画手数料は、用途地域証明書等の手数料を消耗品費に充てております。

タブレット資料5ページをご覧ください。耐震改修促進事業費につきましては、地震被害の軽減を目的にブロック塀や木造住宅の耐震化促進を行うものでございます。役務費は、耐震化促進通知の郵送料でございましたが、備考欄に記載のとおり未執行といたしました。負担金補助及び交付金は、木造住宅の耐震診断、耐震改修工事及び沿道建築物の耐震診断並びに倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去を推進する防災工事への補助金でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①につきましては、決算書35、36ページの社会資本整備総合交付金、歳入番号②につきましては、決算書39、40ページの神奈川県市町村地域防

災力強化事業費補助金の一部を充ててございます。補助金額及びその財源の詳細でございますが、耐震診断につきましては、上限を5万円とし、国・県・町の割合につきましては、国が2分の1、県は補助額マイナス国費補助額の2分の1で上限が5,000円、町がその残額でございます。次に、改修工事に関しましては、補助上限額は50万円、沿道建築物の耐震診断につきましては、補助上限額が20万円で、それぞれ国が2分の1、県と町が4分の1ずつでございます。ブロック塀等改修工事につきましては、上限額が30万円で、国が2分の1、県は補助額マイナス国費補助額の3分の1、町がその残額となっております。

タブレット資料6ページをご参照ください。住居表示整備事業費につきましては、建物への付番や街区表示板の維持管理を行うもので、需用費の消耗品につきましては、住居番号表示板貼付用の数字シール及びプレートの購入費でございます。

タブレット資料7ページをご覧ください。都市計画基礎調査関連経費につきましては、都市計画業務に不可欠なGISシステム及びデータの保守・更新に要する経費で、委託料は、都市計画法第6条に基づき、本年度神奈川県が実施しております都市計画基礎調査へ対応するため、都市計画基本図の修正及びデータ整備を行ったものでございます。使用料及び賃借料につきましては、都市計画業務支援システムの賃借料でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は43、44ページの地図売払収入は、都市計画総括図等の売払代金を充ててございます。

タブレット資料8ページをご覧ください。都市マスタープラン見直し事業費の印刷製本費につきましては、改訂に伴う都市マスタープランの印刷製本代でございます。

タブレット資料9ページをご覧ください。空家対策事業費につきましては、町内における空き家などに関する対策を総合的・計画的に進めることを目的とするもので、報酬は、空家等対策協議会委員の報酬、旅費は、協議会委員の費用弁償、消耗品費は、協議会会長印など事務用品の購入でございます。委託料は、空家対策計画の策定に伴うものでございます。

下の表、特定財源でございますが、歳入番号①、予算書35、36ページの社会資本整備総合交付金の一部を充てております。補助率は45%となっております。

タブレット資料10ページをご覧ください。都市計画事業基金積立金につきましては、都市計画事業に充当するための積立金で、下の表、特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は41、42ページの都市計画事業基金利子を充ててございます。

タブレット資料は11ページをご覧ください。公共交通充実促進事業費につきましては、コミュニティバスの運営をはじめ鉄道の輸送力、利便性の向上等、交通施策の推進を目的としたもので、報償費については、地域公共交通会議における謝礼、印刷製本費は、ダイヤ改正に伴う時刻表冊子の印刷代及びバス停の時刻表シールの作成代でございます。委託料につきましては、コミュニティバス運行に要する費用でございます。コミュニティバスの利用者状況に関しましては、新型コロナウイルスの影響により全体的には利用者の減少が見られており、コロナ禍以前との年間利用者数の比較では、平成30年度に対し令和2年度の利用者数は約30%弱減となっている状況でございます。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議及び相模線複線化等促進期成同盟会への負担金、寒川・海老名

駅間の路線バス運行に対する負担金、それとJR東日本が実施したJR相模線倉見駅バリアフリー化工事、相模線宮山駅駅舎改修に伴うトイレ整備補助金でございますが、トイレ整備に関わります予算については、着工の遅れにより繰り越しいたしました。

下の表、特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は39、40ページの民営鉄道駅舎垂直移動施設整備事業補助金を充ててございます。

タブレット資料につきましては12ページをご参照ください。2目公園・緑地費でございます。公園・緑地管理経費は、公園などの維持管理に要する経費で、旅費は、職員の普通旅費、消耗品費は、公園施設維持管理用品の購入、燃料費は、一之宮公園及び川とのふれあい公園管理事務所の暖房用灯油の購入費、光熱水費は、公園の電気料や上下水道、ガスの料金などでございます。修繕料は、さむかわ中央公園の屋外スピーカー、フェンス、さいど公園水飲み機の修繕、公園利用案内板、倉見緑道藤棚の修繕など11件分でございます。役務費は、一之宮管理公園事務所の電話料金や公園施設及び遊具などの保険料でございます。委託料は、公園緑道等における樹木剪定や除草及び遊具の点検やトイレ清掃などの委託料で、19ページには一覧がございますので、ご参照のほどよろしくお願いたします。使用料及び賃借料は、川とのふれあい公園ほか2か所の公園など用地の借上料でございます。工事請負費につきましては、矢島公園広場防草整備工事及び寒川駅前公園の点字ブロック設置工、原材料費は、花壇や砂場への補充用土砂でございます。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県公園緑地行政連絡協議会ほか1件への負担金でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、決算書29、30ページの都市公園施設設置管理使用料の一部及び歳入番号②の都市公園使用料及び歳入番号③公園占用料及び歳入番号④の行政財産使用料を充ててございます。

タブレット資料は13ページをご覧ください。緑化基金積立金は、緑地保全及び緑化の推進を図るための積立金で、特定財源につきましては、歳入番号①、決算書41、42ページの緑化基金利子を充ててございます。

タブレット資料は14ページをご覧ください。緑の保全・普及啓発事業費につきましては、公園などの緑化や緑の保全に要する事業費で、報償費は、公園愛護活動団体への報償金、消耗品費は、緑化フェアにおける配布用苗木の購入費でございましたが、備考欄に記載のとおりでございます。

特定財源につきましては、歳入番号①、決算書43、44ページの緑化基金繰入金を充ててございます。

タブレット資料は15ページをご覧ください。5目国県事業対策費、国県事業対策事務経費につきましては、国や県に対しての道路並びに河川整備の要望活動に要する経費で、旅費は、国県事業に係る職員の普通旅費。

タブレット資料は16ページをご覧ください。国県道整備促進事業費、負担金補助及び交付金につきましては、新湘南国道並びに藤沢大磯線新設改良促進協議会ほか2件への負担金等でございます。

タブレット資料は17ページをご覧ください。河川整備促進事業費、負担金補助及び交付金につきましては、相模川整備促進協議会ほか1件への負担金でございます。

続きまして、歳入でございます。タブレット資料は18ページをご参照ください。決算書43、44ページの17款財産収入1項財産運用収入2目施設命名権収入につきましては、総合体育館におけるネーミング

ライツ収入でございます。

決算書47、48ページの21款諸収入4項1目雑入、土木費雑入につきましては、一之宮公園自動販売機電気使用料でございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、3点お聞きします。まず、5ページの耐震改修促進事業費なんですけど、これについて、今回、通知をコロナの関係で行わなかったということなんですけど、耐震化というのはコロナに関係なく必要な工事だと思うんですけど、そこに関して、通知を出して耐震化を進めていくというのは必要だと思うんです。それについて、今後どのようにしていくのかお聞きします。

それと、6ページで住居表示の整備のところなんですけど、進捗状況というか、これ多分岡田の、基本的には寒川駅北口の周辺の方だと思うんですが、どれぐらい今進んでいるのか、まだ未整備のところがあるのかお聞きします。

それから、11ページの公共交通の充実促進事業費なんですけど、これに関して、倉見駅に関しては、利用者の方も喜んで、エレベーターに関しては、大変皆さん喜んでいます。それに関して、今度、先ほど環境課のほうでも話しましたが、宮山駅のトイレのことですが、今年度も工事をやっていたけれども、町も負担金を出しているというところで、ここに関して、この負担金の中に仮設トイレの費用は入っていなかったのかというのを伺います。

【岸本副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 3点ご質問いただきました。まず、耐震の促進通知でございますが、前年度につきましては、やはりコロナの影響を鑑みて、通知の成果と申しますか、効果がなかなか現れにくいだろうということで通知を送っていないというような状況でございます。そういった中でいくと、今年度もコロナの状況下にあるという中ではございます。今後でございますが、やはり耐震化を進めていくというのは重要なことなので、コロナも含めました社会情勢等を含めた中でいろいろ検討させていただいて、この通知による促進というのは、また取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それと、住居表示の進捗でございますが、こちらは平成29年度に岡田の北口の区画整理に伴って住居表示を直近では行っております。今後につきましては、まだ倉見、宮山、大蔵、田端等、住居表示がなされていない地域もございますが、その地域の建物の、人口増であったりとか、そういったものも含めた中で必要性を検討しながら、状況によっては、必要があれば、住居表示に取り組んでいくというようなところで現状は考えてございます。

それと3点目の宮山駅のトイレでございますが、こちらの今年に繰り越した負担金ですが、この中には仮設トイレの費用というのは含まれておりません。

以上でございます。

【岸本副委員長】 山田委員。

【山田委員】 耐震化は今年度もコロナの関係で検討していくみたいですが、どっちにしろ、これ

はどんどん進めていただきたいのと、耐震化の工事というのかな、どのぐらい今進んでいるのか。耐震化の工事をやっていないところとかあるのかどうか、それは把握されているでしょうか。

それと住居表示に関しては了解しました。

あと宮山駅のトイレのことで、仮設トイレの負担金は入っていないということですけど、ぜひこれは、今後これから工事が始まりますので、利用者の方もかなり困っていますので、ぜひともJRのほうにまた交渉していただきたいと思います。

以上です。

【岸本副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 宮山のほうについては、現在も事あるごとにJRさんのほうにお話しさせていただいておまして、引き続き要請・要望、取り組んでいきたいと考えております。

それと、耐震化工事の進捗状況というご質問でございますが、こちらは令和2年度末でまとめております。工事と申しますか、町内の耐震率というのがございますので、その数字で、答弁ということをお願いできればと思います。

まず、住宅なんですけど、こちらの住宅につきましては、直近の数字です。建物の集計等を行った中で、現在89%が耐震化されているということです。住宅につきましては、89%が耐震化済みでございます。それと人数が多く利用する建築物、例えば学校であったり、病院、診療所、そういった類いのものがございます。こちらにつきましては、91%が耐震化済みでございます。それと町が保有する公共の建築物の耐震化率というのが99%となっております。

以上です。

【岸本副委員長】 よろしいですか。他にございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 2点ご質問させていただきます。1点は公園緑地管理経費のところに係るのかなと思いますけれども、コロナ禍ということでライフスタイルの変化に伴い、公園の関わり方というか、需要が非常に高まってきたところはどこかでお話をさせていただいたかと思っておりますけれども、今、公園のことにに関して、令和2年度の中で見えてきたこと等ありましたら、ご見解をいただければと思います。

2点目は、緑の保全・普及啓発事業費のところ公園愛護団体のお話がありましたけれども、具体的にどういった活動があったか、お聞かせいただければと思います。

【岸本副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 まず、1点目の公園あるいは緑地というところの、コロナ禍で令和2年度の利用いただいている状況という部分になろうかと思います。実際なんですけど、緊急事態であったり、まん延防止であったり、そういった状況下でいくと、利用されている方というのは増えている。というのは、数量的にということではないんですが、私どももそういった中央公園も含めてですが、公園を管理する中で、利用がかなり多くなっているというふうには感じているところです。

特に小さいお子さんを連れた親御さんもそうですが、小学生・中学生ぐらいの年代の人たちの利用がかなり多くなってきているというふうに思っております。それとイベント等で利用していただいております。

ます川とのふれあい公園ですが、こちらについても、緊急事態に伴って利用者の人数制限であったりとか、そういったことも当然対策として我々のほうからも利用者の方においてお願いして制限がかかっている中で稼働している状況等もございましたが、そんな中でも皆さん、もともと行われていたイベントを一時控えたりしている状況もあったんですが、やはり社会情勢を見ながら、感染対策をきっちり取った上で、外での活動というのを物すごく大事にされて、感染対策に気を遣う中で、皆さん、有意義な時間と申しますか、ご利用いただいているというような状況は感じているところでございます。

それと、2点目の公園愛護会の活動ですが、令和2年度においては、町内で4団体の方が5つの公園で愛護活動をしていただいています。そういった中で、通常の清掃であったり、草刈りであったり、あとは低木の剪定をしていただいたり、あとはちょっと大がかりなものになると、ベンチの塗装のし直しだったり、腐食した板材の交換であったりとか、あとは園内にインターロッキングの部分があるんですが、そういったところの段差の解消とか、そういった部分まで一生懸命取り組んでくださっているというような状況がございます。

それと、活動していく中で、近隣の方がその活動に興味を持たれて、それでまた、参加者の方が増えてきているというような状況もございます。そういった地域のコミュニティのベースとなるような動きも出てきておまして、そういった中でいくと、例えば公園でもっとこういった活用した活動をしたいとか、そういった新たな、より公園自体を活用していくようなご意見であったり、こういう行動をしたという具体的なことであったり、そういったものも今お話をいただいているというような状況になってございます。

以上です。

【岸本副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 2点目にご質問させていただいた団体の活動に関しまして、ありがとうございます。把握できましたので結構です。参加者も増えているということでしたので、非常にいい機会ですから、そういった活動に参加してくださる方が、コロナをいい機会というのもどうかと思いますけれども、そういった活動が根づくことを祈って、引き続き適正な予算をつけていただければと思います。決算なのであれなんですけど。

1点目の公園緑地管理経費のところというか、公園の利用が増えているというところもやっぱり認識としてあられたようですし、今まで町外に遊びに行っていた方が、町内の資源というか、環境に目を向ける機会が非常に多くなっているところだと思います。県をまたいだ移動も自粛をしているところでありましょうから、その中で、例えば、前からありますけれども、都市公園である一之宮公園はもう少し見晴らしをよくしてほしいとか、そういったニーズの声も今なら聞けると申しますし、そういったところに令和2年度は目を向けられたかなという観点で質問をさせていただきたいと思ったんですけど、見解があればお願いします。

【岸本副委員長】 畠山課長。

【畠山都市計画課長】 公園に関してなんですが、まさに今お話しいただいたとおり、利用する方が増えていくという中でいくと、関心を向けられている方が多くなってくる。そうすると、公園に対する要望、もっとこうしてほしい、木を伐採してほしい、草を刈ってほしいというのは、実際多くなってい

るのも事実です。そんな中でなんですが、公園の利用者の方からのご意見というの、当然重要なお意見という部分も踏まえた上で、やはり台風とかの倒木とか、そういったものも含めて、令和2年度は対応させていただいているような状況がございます。結果、事業費的にも令和元年度よりも令和2年度の公園緑地管理経費、主には樹木関係になりますが、そういった部分で令和2年度よりも事業費のほうはちょっと膨らんだというか、そういったような対応をさせていただいております。今後とも、利用状況は皆さん使われていただいておりますので、そういったご要望も含めた中で、できる限り適正な管理というのは対応していきたいと思っております。

以上です。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 中央公園の関係でお伺いしたいことがございます。外周のランニングコースのところに側溝があるかと思うんですが、実は、私も町内をウォーキングして、最終的に中央公園の遊具のところで体勢を整えて家に帰るんですが、ちょうど遊具のそこいらへんが桜とか木が植わっているところなんですが、側溝が絶対埋まっているんです。一時期土砂が取られたこともあったんですが、すぐ埋まってしまうという状況がありまして、それがここ何年も続いているんですが、何か対処を考えたことがあるのか、そのままなのかというところをお伺いしたいです。

それともう1件なんですが、そこビオトープとして川の流れがあるかと思うんですが、会派の控室から見ていて、この夏は毎日のようにお子さんが水の中に入って遊んでいられる。小学生、中学生は体に免疫力がついていますので衛生的にそう問題はないと思うんですが、乳幼児の子も保護者と一緒に中に入って、背が低いですから口の中に水が入ったりする。そういったところで衛生面ではどうなのかなどというところをお伺いしたいんですが。

【岸本副委員長】 2問目はロータリークラブさんだと思うんですけども、町で答えられれば、含めて。

島山課長。

【島山都市計画課長】 まず、1点目の中央公園の側溝ですが、こちらは側溝自体もあまり大きくないものが入っていて、それで落ち葉等もある中で、あとは雨が降ったときに土砂が流れ込んで土砂の堆積があるというのは、我々のほうも把握している状況であります。2年ぐらい前ですか、ボランティアの方にご協力いただいて、土砂を1回撤去というような事例もあるんですけども、実際、予算立てた中で定期的にというところにはまだ至っていないというのが現状でございます。先ほどのお話でもありましたように、利用の方も増えているという状況もありますので、我々のほうも排水機能の確保、あとは土砂がたまれば、グレーチングの上から草が出たりというのがありますので、その辺も含めて対応については検討させていただければと思うところです。

それと、2点目のビオトープの水の衛生面というお話ですが、一応こちら我々のほうで水質の検査というのはさせていただいております。それでいきますと、一番そういったオープンな水域のところ、皆さん入る中で気になるのが大腸菌という部分になるかと思うんですが、そちらについては、大腸菌群数の数を計測した上でいけば、人が入ってはいけないとか、俗に言う影響を与えるような水質ではな

いというところは確認させていただいております。

あとは、先ほどちょっとお話しありましたが、ロータリークラブさんで表面的な清掃であったりとか、あとは我々の委託のシルバーさんのほうでも清掃が入っていると、そういった部分も含めた中で、ご利用については、大量に水を摂取したらという部分になってくると、何とも言えない部分であるんですが、通常の利用いただいている中では、それほど衛生面、問題はないのかなというふうに認識しているところです。

以上です。

【岸本副委員長】 山上委員。

【山上委員】 中央公園、寒川町としてはシンボリック的な公園です。町外からも多くの方が訪れる場所だと思いますので、ぜひとも誰が来てもすばらしい公園だということをやわしめるような形で進めていただけたらと思います。要望です。

以上です。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。大丈夫ですか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

以上で都市建設部都市計画課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

これより拠点づくり部3課の審査に入ります。まずは、倉見拠点づくり課の説明を求めます。

廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 それでは、ただいまより拠点づくり部所管の3課の決算審議について、よろしくお願いたします。初めに、倉見拠点づくり課所管の令和2年度決算につきましてご説明をいたします。説明に当たりましては臼井課長より行います。

【岸本副委員長】 臼井倉見拠点づくり課長。

【臼井倉見拠点づくり課長】 それでは、拠点づくり部倉見拠点づくり課所管の令和2年度決算につきまして、決算特別委員会説明参考資料により説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。なお、倉見拠点づくり課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんので、よろしくお願いたします。

それでは、説明をさせていただきます。決算書は91、92ページの8款土木費2項都市計画費1目都市計画総務費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。ツインシティ倉見地区整備事業費であります。東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区のまちづくりの実現に向けた取組を行うものでございます。8節の旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。執行残につきましては、JRや国会議員への要望活動のほか、期成同盟会総会や幹事会などが新型コロナウイルス感染により書面開催などとなったこと、県派遣職員の出張が少なかったことによるものです。12節の委託料につきましては、まちづくり事業調査委託料176万円で、ツインシティ倉見地区のまちづくりを検討する

ための業務に係る費用となっています。概要といたしましては、関係機関協議に伴う図面作成、ニュース発行支援でございます。18節の負担金補助及び交付金につきましては、3件で48万8,630円でございます。内訳といたしましては、ツインシティ現地駐在事務所運営費負担金35万円、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会分担金13万円、東海道新幹線新駅誘致地区周辺まちづくり連絡協議会交付金8,630円となっております。執行残につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止により事業が中止になったものに対して戻入されたものでございます。

タブレット資料は3ページをご覧ください。東海道新幹線新駅整備基金積立金でございます。寒川町東海道新幹線新駅整備基金条例に基づき、新駅の整備に要する資金を積み立てたもので、令和2年度は8万6,889円が積立額となりました。なお、令和2年度末の積立総額は6億7,030万5,538円となっております。

続いて、下表をご覧ください、東海道新幹線新駅整備基金積立金の歳入財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの東海道新幹線新駅整備基金利子8万6,889円で、本積立金へ充てております。

タブレット資料は4ページをご覧ください。都市基盤整備事業基金積立金でございます。寒川町都市基盤整備事業基金条例に基づき、都市基盤整備の事業に要する資金を積み立てたもので、令和2年度は預金利子の996円が積立額となりました。なお、令和2年度末の積立総額は768万4,846円となっております。

続いて、下表をご覧ください、都市基盤整備事業基金積立金の歳入財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの都市基盤整備事業基金利子996円で、本積立金へ充てております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 説明が終わりました。質疑をお受けいたしますが、いかがでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 1点お伺いします。まず、2ページの委託料なんですけど、図面とかニュースを発行するために委託したということですが、これはどこに委託したのでしょうか、お伺いします。

【岸本副委員長】 臼井課長。

【臼井倉見拠点づくり課長】 昭和株式会社という会社になっております。よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。お疲れさまでございました。

以上で倉見拠点づくり課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、拠点づくり部田端拠点づくり課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】　　続きまして、拠点づくり部田端拠点づくり課所管の令和2年度決算につきましてご説明をさせていただきます。説明に当たりましては飯尾課長より行います。よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】　　飯尾田端拠点づくり課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】　　それでは、拠点づくり部田端拠点づくり課所管の令和2年度の決算につきまして、決算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、田端拠点づくり課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。決算書は91、92ページ、8款土木費2項都市計画費1目都市計画総務費のうち92ページ、備考欄の上から11行目の0003さがみ縦貫道路インターチェンジ周辺整備検討事業費が本課に該当するものです。

それでは、タブレット資料の2ページをご覧ください。田端西地区まちづくり事業費ですが、これは新たな産業集積拠点を整備する田端西地区土地区画整理組合に対し事業を支援するためのものがございます。8節の旅費につきましては、県などの関係機関との調整に係る職員の普通旅費、11節の需用費は、図書や事務用品の消耗品でございます。19節の負担金補助及び交付金につきましては、土地区画整理組合が行う公共施設などの整備に関する調査設計費について助成金の交付を行うものです。具体的には、測量業務や換地の設計、実施設計、補償の調査などの業務に対する助成になります。なお、不用額が生じた理由としては、実施設計に並行して、1月に交通管理者である県警本部との実施協議を行ったところ、歩行者の安全確保と歩行者ネットワークの観点から歩道の追加の意見が出されまして、道路設計について歩道を追加する設計に変更することから、令和2年度の業務の中で予定していた仮換地指定業務、これなどを翌年度としたことによるものです。このことにより予定事業の一部が未実施となり、不用額が生じてございます。

続いて、下の表をご覧ください、田端西地区まちづくり事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は49、50ページの田端西地区まちづくり事業債を充当してございます。

以上で本課が所管します令和2年度決算につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】　　説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【岸本副委員長】　　なければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

以上で拠点づくり部田端拠点づくり課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本副委員長】　　休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続き、拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所の説明を求めます。

廣田拠点づくり部長。

【廣田拠点づくり部長】 それでは、拠点づくり部、最後になります。寒川駅周辺整備事務所所管の令和2年度決算につきましてご説明をさせていただきます。説明に当たりましては中村寒川駅周辺整備事務所長より行います。よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 中村所長。

【中村寒川駅周辺整備事務所長】 よろしくお願いたします。それでは、拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所所管の令和2年度決算につきまして、タブレット資料の決算特別委員会説明資料によりご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、寒川駅周辺整備事務所につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。決算書は93、94ページの上段、8款土木費2項都市計画費3目駅周辺整備費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。初めに、職員給与費2,514万8,584円は、職員3人分の給料、職員手当等共済費でございます。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。寒川駅土地区画整理事業費の土地区画整理事業事務経費1,325万9,006円は、湘南信用金庫南側の緑地に関する経費でございます。使用料及び賃借料は、緑地の使用料、賃借料、補償補填及び賠償金は、緑地の土地賃貸借契約解除のための補償金でございます。不用額につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、タブレット資料4ページをご覧ください。寒川駅土地区画整理事業費の土地区画整理事業費1,375万円は、緑地の賃貸借契約の解除に伴う宅地整地工事でございます。

続きまして、タブレット資料5ページをご覧ください。寒川駅南口整備事業費1億5,980万6,610円は、寒川駅南口の整備に関する事業費でございます。需用費は、土地購入契約書の印紙代、委託料は、同駅前広場用地等の建物補償を行うための調査委託、工事請負費は、寒川駅南口からバス転回場までの案内板の設置工事、同駅前広場用地等の用地取得に伴う仮設舗装工事、公有財産購入費は、同駅前広場用地等の取得費用、補償補填及び賠償金は、同駅前広場用地等の取得に伴う補償でございます。

続いて、下表をご覧ください。寒川駅南口整備事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は49、50ページの中段、寒川駅南口整備事業債につきましては、公有財産購入費と補償補填及び賠償金に充てており、こちらは財政課でまとめてご説明したものとなります。

続きまして、決算書は29、30ページの中段、タブレット資料は6ページをご覧ください。14款使用料及び手数料1項使用料4目土地使用料4節土地区画整理使用料の行政財産使用料5,440円は、寒川駅北口にある事業用地に電柱が設置されており、その電柱の占用に伴う使用料等でございます。

続きまして、決算書は43、44ページ上段、17款財産収入1項財産運用収入3目財産貸付収入1節土地建物貸付収入の土地賃借料483円は、同北口の普通財産にある電柱の占用に伴う賃借料でございます。

続きまして、決算書は43、44ページ中段、17款財産収入2項財産売払収入2目不動産売払収入1節不動産売払収入の土地売払収入のうち2,368万1,700円でございますが、寒川駅北口地区土地区画整理事業区域内の町所有の土地を売却したものでございます。

続きまして、決算書は47、48ページ中段、21款諸収入4項雑入1目雑入5節土木費雑入の寒川駅土地区画整理事業清算金91万4,045円は、権利者から施行者に支払っていただく徴収清算金でございます。徴収清算金は、金額に応じて最長5年の分割納付が申出により可能で、7名の方が申出をされており、

その方たちの令和2年度分の納付額となります。

次に、工事と委託の詳細についてご説明させていただきます。タブレット資料7ページをご覧ください。寒川駅土地区画整理事業費の工事内容の1番は、緑地の賃貸借契約の解約に伴い、現地を整地するための宅地造成工事でございます。宅地造成工事は、令和2年10月29日に工事が完了してございます。寒川駅南口整備事業費の委託の1番は、寒川駅南口駅前広場用地取得に伴い、建物補償のための調査及び測量を行いました。建物補償の契約を今年の1月8日に締結し、6月9日に除却が完了してございます。寒川駅南口整備事業費の工事の1番は、仮設舗装工事でございます。これは寒川駅南口駅前広場の一部用地と大山踏切付近の用地を取得した後に仮設のアスファルト舗装工事を行ったものでございます。2番は南口整備工事でございます。これは寒川駅南口からバス転回場までの誘導サイン設置を10か所行いました。

以上が令和2年度の寒川駅周辺整備事務所が所管いたしました決算内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【岸本副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けいたします。質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 では、1点お伺いします。5ページの南口の整備のところなんですけど、公有財産の購入とありますが、これはどの程度の規模のものを購入したのかお伺いします。それに関して、この下の補償とか補填、これも一緒に、購入した土地に関する経緯というか、そういうものでいいのか確認します。

【岸本副委員長】 資料のほうお持ちでしょうか。委員会でやった資料でいいので、答えられれば、中村所長。

【中村寒川駅周辺整備事務所長】 まず、土地の購入費でございます。寒川駅南口駅前広場用地といたしまして、一之宮1丁目185番と186番、これは1つの土地利用分です。それから一之宮1丁目187番、寒川町岡田の大山踏切南側の交差点、道路改良用地といたしまして、一之宮2丁目2326番1の土地、合計土地利用としては3土地利用、筆の数としては4筆分ということになります。

それから、建物の移転補償費の関係でございます。先ほど説明した土地のうちの一之宮1丁目187番の分の建物、1つの土地の中に2棟建物が建ててございましたが、その2棟を除却するための建物移転補償費でございます。

以上でございます。

【岸本副委員長】 よろしいでしょうか。他にございますか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所の審査を終わります。

暫時休憩いたします。会議再開を14時45分をお願いいたします。14時45分に再開いたします。

【岸本副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

これより会計課の審査に入ります。説明を求めます。

石川課長。

【石川会計管理者（兼）会計課長】 皆さん、こんにちは。これより会計課が所管しております令和2年度の決算につきまして、私から説明させていただきます。なお、会計課につきましては、組織の見直しによる所管課の変更はございませんので、よろしく願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

決算書は55、56ページの上段、2款総務費1項総務管理費5目会計管理費でございます。タブレット資料は110番、会計課の2ページをお願いいたします。こちらは会計課における事務的経費でございます。8節の旅費につきましては、職員の普通旅費で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定されていた会議が書面会議になったことにより執行残となっております。10節需用費の印刷製本費につきましては、各課で使用する封筒の印刷費で、不用額につきましては、契約に伴う執行残でございます。

この事業に対する特定財源につきましては、下表の歳入番号①、決算書の45、46ページ、4項雑入の下水道事業事務費負担金369万5,000円で、このうち1万9,000円を印刷製本費に充てております。

次に、歳入の一般財源でございます。決算書は45、46ページの中段で、タブレット資料は3ページになります。21款諸収入2項1目の町預金利子でございます。会計管理者が保管している町のお金を定期預金にすることによって得られる利子で5万1,572円を歳入しております。

以上が会計課の歳入歳出決算の状況になります。

続いて、決算書の160ページをお開きください。こちらの160ページから164ページに記載されている物品の状況について説明させていただきます。この表は令和2年度末において町が所有する50万円以上の物品をお示ししており、2年度中に増減がありました品目についてご説明いたします。

160ページにつきましては、表の左側の分類で上から椅子類、机類、箱、戸棚類及び厨具類については増減がございません。

161ページをお願いいたします。分類の一番上、冷暖房機器類のルームエアコンにつきましては、18の増がございます。昨年11月、各中学校に設置されたものでございます。内訳につきましては、寒川中学校に4台、旭が丘中学校に10台、寒川東中学校に4台、それぞれ特別教室に設置されております。

次の事務用機器類でございますが、1つの増と2つの減がございます。品目の上から3番目、製本機につきましては、庁内用として使用しておりましたが、修理不可能となったため、今年の1月に廃棄し、減となっております。1つ飛びまして、電子計算機になります。こちらは昨年の7月に消防ワークステーション用として消防予防課がサーバーを購入しております。また、現在のICT推進担当が所管します団体内統合利用番号連携サーバーですが、保守部品の調達が難しいため、昨年の9月に廃棄し、減となっております。分類で2つ飛びまして医療用機器類でございますが、3つの減があります。いずれも消防署の物品になります。品目の除細動器につきましては、老朽化が著しく使用が困難なため、昨年の9月に廃棄し、減となっております。次の人工呼吸器とその次の心電計及び心電図伝送装置につきましては、以前車両に搭載されていたもので、車両更新時に車両より取り外し訓練用として使用しておりましたが、老朽化のため昨年の5月に廃棄し、それぞれ減となりました。

続いて、162ページをお願いいたします。分類の諸機械類でございますが、2つの増と4つの減がご

ございます。品目の上から3番目のファクシミリにつきましては町民窓口課で使用していたもので、回線の変更により機器本体が変更後の規格に対応していないため、今年の1月に不要決定し、減となっております。次の電話交換機につきましては、ふれあいセンターの多機能ビジネスフォンシステム修繕に伴い、今年の1月に設置されたものでございます。2つ飛びまして、防災行政用無線になります。こちらは機器の老朽化が著しいため、今年の3月に機器類の更新をしたことによる増減でございます。6つ飛びまして模擬消火訓練装置と、その次の119番通報訓練装置でございます。こちらにつきましては老朽化が著しいため、昨年の11月に廃棄し、それぞれ減となりました。

次の分類の車両類につきましては、3つの増と5つの減がございます。普通乗用自動車につきましては、平成13年から議長車として使用していたもので、新議長車をリースにしたことにより、昨年の7月に売却し、減となりました。特殊用途自動車につきましては、第3消防分団が使用している車両の買換えと消防署が使用している車両の買換えによる増減でございます。

163ページをお願いいたします。品目の上から2番目、軽自動車につきましては、昨年の8月に新規に車両を購入するとともに、平成12年より都市計画課で使用していた車両を昨年の11月に廃棄いたしました。また、昨年の9月に下水道課へ車両を1台管理替えしたことにより減となっております。

164ページをお願いいたします。合計でございますが、令和元年度末454件に対して24件の増、そして14件の減により、令和2年度末は464件の重要物品を保有している状況でございます。

以上で説明を終わります。審査のほどよろしくをお願いいたします。

【岸本副委員長】 先ほど石川課長とお呼びいたしましたが、正しい役職名は石川会計管理者でございますので、訂正させていただきます。

説明が終わりました。質疑を受け付けますが、質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、1件お伺いしたいと思います。最後にご説明がありました物品の関係なんですが、医療用機器類の中の除細動器の関係です。こちら年度末で5ということなんですが、こちらは本庁に5つあるのか、ほかの場所に別々に何個かずつあるのか、それだけ教えてください。

【岸本副委員長】 石川会計管理者。

【石川会計管理者（兼）会計課長】 こちらの決算書に載っている物品は重要物品ということで50万円以上の物品が載っております。除細動器、今回は消防署が所管していますもので、そのほかリースとか借上げ等で各施設等に除細動器はありますので、町全体が5個ということではございません。

【岸本副委員長】 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 私も同じく物品のところなんですけれども、決算年度中に減で、期末でゼロになったものに関しては、今後、その物品に関しては不要ということではよろしいのか、ご確認させていただきたいと思います。

【岸本副委員長】 石川会計管理者。

【石川会計管理者（兼）会計課長】 廃棄されて、必要なものは代替品を購入したり、リースにしたりということがございまして、50万円以上になっていない物品を例えば購入した場合は、買っていて

も、この決算書には載ってこないというような現象はあります。あとはリースで対応しているというところがありますので、一概にゼロになったから、もう使っていないのか、必要ないのかということではございません。

【岸本副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 それでは、壊れてしまったから、そのままなくなったというわけではなくて、必要に応じて、その対処は行われているという理解でよろしいのかという点。

あともう1点、車の関係のところ、今、ご説明の中でもリースにしているところもあるということがございますけれども、車の考え方についてなんですが、今後、リースにしていくのを是としているのか、それとも必要に応じて、これだけは持っておきたいという考え方の下に今ある台数を維持しているのを見えるのか、お考えをお願いします。

【岸本副委員長】 石川会計管理者。

【石川会計管理者(兼)会計課長】 物品の数は会計課のほうで把握しているものなんですけれども、例えば、今のご質問で公用車の在り方というところになりますと、担当課のほうでその辺基準を決めて日々行っておりますので、ちょっとこの辺は我々では、申し訳ございません。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

【岸本副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより選挙管理委員会事務局の審査に入ります。説明を求めます。

芹澤書記長。

【芹澤選挙管理委員会事務局書記長】 それでは、選挙管理委員会事務局所管の令和2年度決算のご審査をお願いいたします。説明につきましては私芹澤が行い、質疑につきましては出席しております職員で対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。失礼して、着座にて説明させていただきます。

説明に当たりましては、決算書のほかにタブレットの120選挙管理委員会事務局をお開きいただき、こちらの決算特別委員会説明資料に基づいて説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。なお、選挙管理委員会事務局につきましては、組織の見直しによる所管課等の変更はございません。

それでは、決算書は65から68ページの2款総務費4項選挙費1目選挙管理委員会費から説明させていただきます。タブレット資料の5分の2ページをお開きください。職員給与費は、事務局職員2名分の給料、職員手当等及び共済費です。

続いて、下段の表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの中ほど4節選挙費委託金にございます在外選挙特別経費委託金は、在外選挙人名簿の登録等の経費に対するもので、4,420円のうち2,140円を在外選挙人事務に係る時間外勤務手当に充当しております。

次に、資料の3ページ、事務局経費につきましては選挙管理委員会の運営や事務局に係る経費でございまして、報酬は、選挙管理委員4名の報酬、報償費は、町選挙管理委員会表彰に係る記念品代ですが、備考欄に記載のとおり執行はありませんでした。旅費は、職員の会議出席に伴う交通費、交際費は、委員長の慶弔費でございますが、執行はございませんでした。需用費の消耗品費は、選挙関係の法令集等の追録代や参考資料の購入費、役務費は、在外選挙人事務等の郵送料、負担金補助及び交付金は、湘南地区4町で組織する湘南地区選挙管理委員会連合会の負担金です。

続いて、下段の表をご覧ください。事務局経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は41、42ページの中ほど、先ほど説明いたしました在外選挙特別経費委託金の4,420円のうち2,280円を在外選挙人事務に係る郵送料に充当しております。

次に、決算書は67、68ページ、2目選挙啓発費に移ります。資料は4ページをご覧ください。選挙常時啓発事業費は、選挙啓発や明るい選挙の推進活動を行う団体を支援するための経費です。旅費は、職員の大会や会議等への参加旅費でございますが、備考欄に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため執行はありませんでした。需用費は、選挙啓発用物品代として消耗品費を計上していましたが、こちらも備考欄に記載のとおり執行はございませんでした。負担金補助及び交付金は、寒川町明るい選挙推進協議会への補助金です。こちらの選挙常時啓発事業費の財源でございますが、特定財源はなく、全額一般財源を充てております。

次に、3目町議会議員選挙費に移らせていただきます。タブレットの資料は5ページをご覧ください。町議会議員選挙経費は、令和3年2月7日執行の寒川町議会議員選挙に係る経費です。今回の選挙は、緊急事態宣言発令中での執行となりましたが、町民の皆様には不安な中、感染対策を取って投票所に足を運んでいただき、42.22%の投票率は前回は上回る結果となりました。なお、感染拡大が心配される状況にもかかわらず、期日前及び投票日当日、立会人を務めてくださった方々、また、立候補者の皆様には、感染対策を行いながらの選挙運動にご協力をいただき、この場をお借りして感謝申し上げます。

経費のうち報酬は、投票管理者、投票立会人、選挙長、選挙立会人、期日前投票管理者、期日前投票立会人の報酬、職員手当等は、書記の選挙執行事務、期日前投票事務、投開票事務等に係る事務従事者の時間外勤務手当、報償費は、ポスター掲示場設置場所の謝礼等、旅費は、選挙事務に関する職員の出張旅費でございます。なお、報酬、職員手当等のうちの期末勤勉手当及び旅費のうちの費用弁償につきましては、選挙事務補助として会計年度任用職員を1名雇用する予定で予算計上していましたが、備考欄に記載のとおり執行残となっております。需用費の消耗品費は、選挙事務用品物品の購入、燃料費は、投票所で使用するストーブの灯油代、食糧費は、投票立会人及び期日前投票立会人への弁当代、印刷製本費は、投票所入場整理券、投票用紙、不在者投票用封筒等の印刷代です。役務費は、投票所入場整理券等の郵送料、投票用紙自動交付機や計数機等の点検手数料、委託料は、ポスター掲示場設置及び撤去委託料、選挙公報全戸配布委託料、投票事務、期日前投票事務従事者の人材派遣委託料及び期日前投票システムや当日の投票システムの運用サポート業務委託料、使用料及び賃借料は、投票所の会場借上料、投票所用のストーブ借上料、投票箱を投票所から開票所まで送致するためのタクシー借上料及びコンピュータや周辺機器の借上料、負担金補助及び交付金は、選挙公営負担金として選挙運動用はがきと公職選挙法の改正に伴って、令和2年12月12日施行の寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選

挙の公費負担に関する条例等を新たに制定し、選挙運動に使用する自動車、ビラ及びポスターの作成に係る経費の一部を町が負担する制度を設けましたので、これらを支出したものでございます。なお、新たに設けられました公費負担制度は、立候補者22名のうち21名の方が利用され、総額で774万2,752円を支出しております。こちらの町議会議員選挙経費の財源でございますが、特定財源はなく、全額一般財源を充てております。

以上で選挙管理委員会事務局所管の令和2年度決算の説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

【岸本副委員長】 我々の選挙で大変お世話になった選挙管理委員会の説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

吉田委員。

【吉田委員】 大変お世話になったところで聞きづらいところがあるんですけども、やはり町議会議員選挙、今回初めての公費負担がございましたので、こちらに関して何か問題点等ございましたら、所感をお聞かせいただきたい。

【岸本副委員長】 芹澤書記長。

【芹澤選挙管理委員会事務局書記長】 今回初めて設けられました公費負担制度ですが、事務局といたしましては、立候補者の方、皆様にご利用いただければというふうに考えておりましたが、立候補者の皆様もやはり公費という中で、必要最低限のものというような形で利用していただけただけではないかというふうに思っております。ただ、予算計上は立候補者数25名分を計上しておりましたので、執行残がかなり出ております。こちらにつきましては、皆様に活用していただいて選挙に関する関心を高めていただくということにもつながるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

【岸本副委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 我々も初めてのことで、探り探りだったのかなというところはありますけれども、何か運用上で、例えば問題じゃないですけど、等はなかったか。例えば書類の書き方であったりとか、扱いだったりとか、申請のされ方で不適切なものがあつたりとか、そこはちょっと答えづらいかもしれませんが、何か問題がなかったかどうかご確認します。

【岸本副委員長】 芹澤書記長。

【芹澤選挙管理委員会事務局書記長】 申請いただいた書類につきましては一部修正、本当に微々たる修正が必要な箇所が何か所かございましたが、そちらは微々たる修正で終わらして、皆様には本当にしっかりと申請をしていただけたというふうに考えております。今後ともどうぞよろしくお願いたします。

【岸本副委員長】 優しい答弁でした。ありがとうございます。他にございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 選挙啓発のことですけど、今回の選挙で何か工夫されたこととかはあつたのかなというのと、特別何か選挙啓発で工夫したことがあるのかお聞きします。

それともう一つ、職員の会議のほうに出席したという旅費のことがありましたけど、この会議に関し

て、どのような会議だったのか。また、この会議に関して、多分、県内の選挙管理委員会の人たちの会議かなと思うんですけど、ほかの自治体でいろいろな工夫をされていると思うんですが、そういう情報の共有というか、そういうものはあったのかお聞きします。

【岸本副委員長】 芹澤書記長。

【芹澤選挙管理委員会事務局書記長】 まず、1点目の選挙啓発についてでございますが、新型コロナ感染が非常に拡大している中で今回の選挙となったところで、通常行っておりました街頭啓発ですとか、また、イベント時での啓発というのが見合せをさせていただいて中止となりました。その代わりに啓発物品を町の公共施設に配架して行うなど、できる中で最大限の啓発に努めたところです。特に工夫というところでは、なかなかこのような状況の中で検討する時間も短くて、新しい取組というのは今回取り組むことができなかったんですけども、今後はコロナ禍での選挙というのが、多分当分続くと思いますので、そこは先進事例などを参考にしながら、今後、取り組めたらというふうに考えております。

それから、2点目の会議を中止したものということですが、先ほども説明の中でございました湘南地区の4町で構成しております湘南地区の選挙管理委員会連合会ですとか、明るい選挙推進協議会の県の三浦・湘南地区の連合会の会議などが書面会議として開催されました。こちらにつきましては、メールでのやり取りとかで各市町の先進事例ですとか、それから質疑事項なんかもメールでのやり取りなどをして情報を共有するような、そんな形で書面会議という形で開催されております。

また、県の主催の会議等につきましても、メールで資料等を書面会議という形で送っていただくとともに、質疑応答の内容につきましては、県内の市町村が共有できるように県のほうでそういった情報提供をしていただきましたので、特に大きな問題は生じておりません。

以上でございます。

【岸本副委員長】 山田委員。

【山田委員】 選挙啓発、なかなか今回コロナ禍でできなかったということもありましたけど、今後、いろいろな選挙がまたありますので、投票率を上げるようにというのと、それと、今後のことになると思うんですけど、どうしても今、高齢者の方が多かったりして、投票所が遠いとかあるんですけど、なかなか投票所まで行くのが大変だという声を聞いていますので、そういうところの工夫など、他の自治体の事例を参考にしながらやって頑張りたいと思います。よろしくお願いします。これは要望で。

【岸本副委員長】 他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ありがとうございました。お疲れさまでした。

以上で選挙管理委員会事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

これより監査委員事務局の審査に入ります。事務局の説明を求めます。

磯崎事務局長。

【磯崎監査委員事務局長】 こんにちは。それでは、監査委員事務局所管の令和2年度決算につきまして、資料説明は私磯崎が、質疑につきましては遠藤副主幹と2人で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

説明に当たりましては、決算特別委員会説明資料を基に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、監査委員事務局につきましては、組織の見直しによる変更はございません。

決算書は69、70ページ、2款総務費6項監査委員費1目監査委員費でございます。タブレット資料は130監査委員事務局の2ページをご覧ください。職員給与費につきましては、職員2人分の給料、職員手当等共済費でございます。財源につきましては一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は3ページをご覧ください。監査委員事務運営経費であります。監査委員が行う検査、監査、決算審査等の実施に伴う事務運営経費でございます。令和2年度は定期監査を17課等、随時監査として補助金監査を1課、財政援助団体等の監査を3団体、例月出納検査、そして決算審査、健全化判断比率等審査を行いました。報酬につきましては、識見を有する監査委員と議会選出監査委員の報酬でございます。旅費につきましては、監査委員の費用弁償でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、研修会の中止や書面会議により執行残となっております。交際費については、実績はございませんでした。需用費につきましては、加除式図書追録代等でございます。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県町村等監査委員協議会への負担金でございます。湘南地区監査委員連合会負担金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により研修等が実施できないため、会費の徴収はありませんでした。財源については一般財源でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けますが、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 質疑がないようでございますので、これにて質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【岸本副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

これより消防本部の審査に入ります。本部からの説明を求めます。

小林消防長。

【小林消防長】 皆さん、こんにちは。長時間にわたる審査、お疲れさまです。

それでは、消防本部消防総務課、予防課、消防署、3課の令和2年度歳入歳出決算につきまして審査をお願いいたします。説明につきましては一括で甲消防総務課長が、質疑につきましては出席職員全員で対応しますので、よろしくお願いいたします。

【岸本副委員長】 甲消防総務課長。

【甲消防総務課長】 それでは、消防本部消防総務課、予防課及び消防署所管の令和2年度決算につ

きましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております決算書及び説明資料を基にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書は93、94ページの9款消防費をご覧ください。令和2年度の消防費決算は、予算現額7億4,456万2,909円に対し支出済額7億2,119万50円で、執行率は96.86%でございます。なお、決算書は93ページの1目常備消防費から96ページまでの3目消防施設費まででございます。

それでは、タブレット2ページをご覧ください。9款消防費1項消防費1目常備消防費1の1職員給与費は、消防職員61人分の給与、職員手当等及び共済費でございます。なお、消防費決算額全体の71.4%を占めてございます。

次に、タブレットの3ページをご覧ください。2の1常備消防管理経費は、消防業務を運営するための事務経費であり、消防職員の健康管理及び安全管理体制の整備等を行う経費でございます。報償費は、出初式で団員に10年以上の勤続表彰の被表彰者に対する記念品代、旅費は、職員の旅費、交際費は、消防本部における交際費で、式典等が中止のため未執行でございます。需用費消耗品は、印刷用紙、参考図書、事務用品等の消耗品の購入、燃料費は、緊急消防援助隊として出動要請があった場合の燃料代を見込んでおりましたが、出動要請がなかったため未執行でございます。被服費は、消防吏員に貸与する防火服、活動服、安全靴などの被服の購入費で、消防の広域化に伴い、新たに茅ヶ崎市と統一した被服を購入いたしました。役務費は、各種郵送料及び救急自動車等の携帯電話使用料と救急救命士及び消防業務賠償責任保険の保険代、委託料は、消防職員の健康管理のための健康診断や肝炎の検査、各種予防接種の委託料ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでしたが、令和3年度は予定どおり実施しております。使用料及び賃借料は、公用車の有料道路の通行料、負担金補助及び交付金は、全国消防長会関東支部及び神奈川県消防長会への負担金でございます。

続いて、下表をご覧ください。常備消防管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は33、34ページの消防費国庫負担金については、消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動に要する費用を国が負担するもので、緊急消防援助隊の出動がなかったため皆減となっております。歳入番号②、決算書は39、40ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、広域化に伴う被服費に充てており、2分の1の補助でございます。

次に、タブレットページの4ページをご覧ください。2の2消防庁舎維持管理経費は、消防庁舎の建物や設備の維持管理を行う経費でございます。需用費や消耗品費は、庁舎に設置するトイレトーパーなどの消耗品の購入、光熱水費は、消防庁舎の電気使用料、上下水道使用料及びガス代、修繕費は、消防庁舎のトイレの修繕、役務費は、電話回線使用料、貯水槽法定点検検査手数料及び消防庁舎建物共済、委託料は、消防庁舎の清掃業務、電気設備保安管理業務及び消防設備点検委託、使用料及び賃借料は、放送受信料や消防庁舎空調設備、変電・発電設備の借上料でございます。

続いて、下表をご覧ください。消防庁舎管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は47、48ページの雑入については、需用費光熱費に充てており、消防庁舎内に設置してある自動販売機の設置者より電気使用料を頂いたものでございます。

次に、タブレット5ページをご覧ください。3の1火災予防推進事業費は、町民及び事業所等に対し火災予防運動等により防火思想の啓発及び防火体制の強化を図るとともに、防火対象物の立入検査を実

施し、災害発生の起因となる要素を是正、指導する事業でございます。需用費消耗品は、火災予防啓発物品、予防関係図書、訓練用消火器、プリンタートナー及び街頭消火器等の購入、印刷製本費は、春と秋の火災予防運動防火用のポスターの印刷代、役務費は、街頭消火器を廃棄する際のリサイクル料、備品購入費は、消防業務専用サーバーの購入費、負担金補助及び交付金は、寒川町危険物安全協会への補助金ですが、当初計画した実施事業が見込めなかったため未執行となりました。

続いて、下表をご覧ください。火災予防推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は33、34ページの消防手数料は、予防関係図書や街頭消火器購入の消耗品費、防火ポスターの印刷製本費、消防事務専用サーバーの購入費に充ててございます。歳入番号②、決算書は39、40ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、街頭消火器の消耗品費に充てており、3分の1の補助でございます。

次に、タブレットページ6ページをご覧ください。4の1消防活動事業費は、火災をはじめ複雑多様化する災害に迅速かつ的確に対応し、町民の生命、財産、身体を守る消火用資機材等を整備し、初動体制の充実を図る事業でございます。需用費消耗品は、消防活動用のホース、空気呼吸器用面体などの購入、役務費は、空気呼吸器用ボンベの耐圧検査手数料、委託料は、ボンベ充填用の高圧空気製造設備の定期点検、備品購入費は、空気呼吸器用空気ボンベなどの購入費でございます。

次に、タブレット7ページをご覧ください。4の2救急活動事業費は、救急車を必要とする傷病者に対的確な手当てを実施し、救急医療機関へ搬送を行うとともに、特定行為などを行うための救命資機材等の整備を図る事業でございます。また、救急需要の増加と多様化する事案に対応できるよう2隊体制で対応してございます。需用費消耗品は、救急活動に伴う感染防止衣や救急処置用消耗品などの購入、医薬材料費は、救命処置に使用する除細動パットなどの購入、役務費は、医療用酸素の充填、酸素ボンベの検査手数料及び救急救命士の特定行為等に対して医師からの指導、助言や事後検証に伴う手数料で、指導、助言や事後検証を依頼する事案が当初予測より少なかったため減となりました。委託料は、救急車に搭載している高度救命医療機器及び救急ストレッチャーの点検など、負担金補助及び交付金は、湘南地区メディカルコントロール協議会及び高速道路神奈川県消防協議会への負担金でございます。

続いて、下表をご覧ください。救急活動事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は47、48ページの消防費雑入の救急業務支弁金でございますが、中日本高速道路株式会社より高速自動車国道における救急業務に関する覚書に基づく支弁金で、救急活動事業費全般に充ててございます。

次に、タブレットの8ページをご覧ください。4の3救助活動事業費は、交通事故や災害等により生命、身体に危険が及んでいる被災者を救助するための装備及び機械器具の充実を図る事業でございます。需用費消耗品は、救助活動で使用するロープや東京オリンピック競技大会における江の島に出動する救助隊の活動に要する消耗品の購入、委託料は、ガス測定機の保守、複合ガス検知器及び潜水器具などの点検委託料、備品購入費は、東京オリンピック競技大会における江の島に出動する救助隊の活動に要する科学防護服、空気呼吸器、空気ボンベの購入費でございます。

続いて、下表をご覧ください。救急活動事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は35、36ページの消防費国庫補助金については、東京オリンピック競技大会における江の島に出動する救助隊の活動に要する費用を国が負担するもので、消耗品・備品購入費に充ててございます。

次に、タブレットページ9ページをご覧ください。4の4通信業務維持管理経費は、茅ヶ崎市と寒川町との消防指令業務に関する事務の委託に関する規約に基づく消防指令施設の運営及び管理に関する経費でございます。需用費消耗品は、プリンタートナーカートリッジの購入、委託料は、消防指令業務を茅ヶ崎市へ委託するもので、茅ヶ崎市と寒川町との消防指令業務に関する事務の委託に関する協定書に基づく委託料で、人件費が予定より減額となりました。運営経費については、町の負担割合は17%でございます。負担金補助及び交付金は、県内の消防本部が共同で整備したデジタル無線共通波維持管理のための負担金でございます。

次に、タブレットページ10ページをご覧ください。4の5消防車両維持管理経費は、あらゆる災害に備え、消防本部の消防車両を維持管理するための経費でございます。需用費消耗品は、ワックスなどの車両整備用消耗品の購入、燃料費は、消防車両12台分の燃料代で、当初見込みより減額となりました。修繕料は、車検及び法定点検や車両の修繕、役務費は、車両用の印紙代・保険料、公課費は、自動車重量税でございます。

次に、タブレット資料11ページをご覧ください。4の4警備業務維持管理経費は、消防署員の警備業務を行う上で必要となる衛生管理を図るための経費でございます。需用費消耗品は、当直勤務に必要な洗剤などの購入、使用料及び賃借料は、当直勤務者が夜間仮眠時に使用する寝具類の借上料でございます。

次に、タブレットの12ページをご覧ください。5の1応急手当等普及啓発事業費は、普通救命講習会等の各種講習による応急手当等の普及啓発及び町内に設置しているAEDの整備や管理を行い、救命率の向上を図る事業でございます。需用費消耗品は、新型コロナウイルス感染症の影響により講習の実施が困難だったため、普通救命講習用テキストや修了証などが未執行となりました。使用料及び賃借料は、町施設に設置してございます11台のAEDの借上料でございます。備品購入費は、救命講習会等で使用するAEDトレーナーの購入でございます。

続いて、下表をご覧ください。応急手当等普及啓発事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39、40ページの神奈川県市町村地域防災力事業費補助金は、救命講習会等で使用するAEDトレーナーの備品購入費に充てており、3分の1の補助となっております。

次に、タブレットの13ページをご覧ください。6の1消防職員研修事業費は、消防業務の充実を図るため、消防組織法、救急救命士法等に基づく教育訓練、資格取得、各種研修を受講し、専門性や技術の習得等、職員の資質向上を図る事業でございます。旅費は、消防学校での新採用職員3名の初任教育及び救急科の専科教育の旅費で、他の研修や各種研修会が新型コロナウイルス感染症の影響により実施されなかったため減、委託料は、救急救命士が実施する気管挿管やビデオ喉頭鏡などの特定行為を行うための実習及びスキルチェックするための病院研修を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施されませんでした。今年度は予定どおり実施しております。負担金補助及び交付金は、新採用職員3名の消防学校の初任教育と救急科や各種資格取得の負担金ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により初任教育期間の短縮や研修等が実施されなかったため減額となりました。

続いて、下表をご覧ください。消防職員研修事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39、40ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、広域化に伴う研修事業の負担金に充

てており、2分の1の補助となっております。

次に、タブレットの14ページをご覧ください。決算書は95、96ページの9款消防費1項消防費2目非常備消防費でございます。1の1非常備消防事務運営経費は、消防団員の報酬、公務災害の補償、退職報償金及び被服費などの消防団運営に係る経費でございます。報酬は、正副団長をはじめ消防団員174名分でございます。令和2年度末では4名の方が退団し、令和3年4月1日で3名の方が入団されたため、定員178名に対し5名の欠員の173名となっております。引き続き消防団員確保の広報活動等を実施する予定でございます。災害補償費は、消防団員の公務災害に対する補償費で、1名の方の療養補償費を支払いました。報償費は、消防団員として5年以上勤務された方が退職された場合に支給します退職報償金で、6名の方に支給しました。需用費消耗品は、団員の階級章などの購入、光熱水費は、消防団車両待機室10か所の電気、上下水道使用料、被服費は、防火衣、活動服、編上靴、耐切創性手袋、雨衣、ヘルメット、革手袋、防寒服、アポロキャップ、黒長靴、活動服ズボン、オレンジベルトの購入、役務費は、消防団車両待機室の建物損害保険料など、委託料は、消防団待機室の浄化槽保守点検委託、負担金補助及び交付金は、公務災害補償や退職報償金等に対する共済基金への掛金や消防団運営交付金などでございます。

続いて、下表をご覧ください。非常備消防事務運営経費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39、40ページの神奈川県市町村地震防災力強化事業費補助金は、消防団被服費のうち防火衣、活動服、編上靴、耐切創性手袋に充てており、2分の1の補助となっております。歳入番号②、決算書47、48ページの消防団退職報償金238万4,000円は、5年以上在団した消防団員に対し退職報償金条例により階級、勤務年数により支給し、消防団員等公務災害補償等共済基金より消防費雑入で同額受け入れるものでございます。

次に、タブレットの15ページをご覧ください。2の1消防団活動事業費は、消防団員の災害活動等への出勤時の費用弁償や消防用資機材及び消防団車両の維持管理、また、町消防操法大会や隔年で開催される県消防操法大会出場のための経費については、新型コロナウイルス感染症の影響で大会が中止となりましたので、減額予算の補正を行いました。旅費は、災害出勤、訓練等の職務に従事した際の費用弁償でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に三密を避ける活動をお願いしていたため減額となりました。需用費消耗品は、消火活動用の消防ホースや安全装備品のチェーンソー保護具購入、燃料費は、消防団車両10台分の燃料代、修繕料は、消防団車両の車検・法定点検整備代ですが、当初見込みよりかからなかったため減、役務費は、車検時の印紙代や消防団車両等の保険料代、備品購入費は、水害対策として全分団に避難支援ボートと未整備だった分団へのエンジンカッターとチェーンソーの購入、負担金補助及び交付金は、デジタル簡易無線機23台分の電波利用料負担金、公課費は、消防団車両の自動車重量税でございます。

続いて、下表をご覧ください。消防団活動事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書では35から38ページの消防団設備整備費補助金は備品購入費に充てており、3分の1の補助でございます。歳入番号②、決算書は39、40ページの神奈川県市町村地震防災力強化事業費補助金は、消防用ホースの消耗品費やボートやエンジンカッターなどの備品購入費に充てており、消耗品が2分の1の補助、備品購入費が3分の1の補助でございます。

次に、タブレットページ16ページをご覧ください。3目消防施設費1の1消防施設整備事業費は、庁内の消防施設や設備の保守管理を行い、消防施設を最良の状態に保つ事業でございます。需用費消耗品費は、分団のホースかけ用ロープの購入、修繕料は、第2分団の車庫待機室外壁等の修繕料、需用費は、寒川分署土地鑑定手数料でございます。

続いて、下表をご覧ください。消防施設整備事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39、40ページの神奈川県市町村地震防災力強化事業費補助金は、消防団車庫の長寿命化を図るための修繕料に充てており、2分の1の補助でございます。

次に、タブレットの17ページをご覧ください。2の1消防水利関係経費は、公設消火栓や防火水槽の維持管理を行い、水害時の万全な消火体制の確保を図る事業でございます。需用費消耗品費は、防火水槽等用地借上げに伴う収入印紙の購入、委託料は、消火栓表示ラインの塗装委託料、使用料及び賃借料は、防火水槽等用地の土地借上料、負担金補助及び交付金は、町内に設置してある消火栓の維持管理及び新たな消火栓1基分の設置負担金で、神奈川県企業庁水道局に負担している経費でございます。現在町内には580基の消火栓がございます。

次に、タブレットページ18ページをご覧ください。3の1消防車両等整備事業費は、消防車両の更新を行うことにより消防力の充実を図り、災害による被害を最小限に図る事業でございます。備品購入費や常備消防の水槽付消防ポンプ自動車は平成14年12月に更新された消防車を経年劣化等により緊急消防隊登録の災害対応消防ポンプ自動車に更新いたしました。また、大曲第3分団の車両を様々な災害にも対応するため、救助資機材等を搭載した小型動力ポンプ積載型消防自動車に更新いたしました。

続いて、下表をご覧ください。消防車両等整備事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は35から38ページの緊急消防援助隊設備整備費補助金1,053万1,000円は、災害対応消防ポンプ自動車に充当し、基準額2,106万2,000円の2分の1の補助です。歳入番号②、決算書39、40ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金1,439万5,000円は、災害対応消防ポンプ自動車と小型動力ポンプ積載型消防自動車に充当し、3分の1の補助でございます。

次に、タブレットの19ページをご覧ください。歳入決算の一般財源ほか分についてご説明させていただきます。決算書は29から32ページの14款使用料及び手数料1項使用料5目消防使用料1節行政財産使用料でございます。こちらは1万7,621円でございます。消防庁舎に設置してあります自動販売機等の行政財産使用料でございます。20款諸収入4項1目8節雑入その他でございます。こちらの169万5,651円でございますが、非常備消防事務運営経費で説明しました消防団員の公務災害が認定されたことに伴い、消防団員等公務災害共済基金により入金された公務災害補償費159万528円と消防団員等福祉共済制度の返戻金などがございます。また、ご参考までにタブレットの20ページから、令和2年中の災害各種統計等を掲載した令和3年消防年報を添付させていただきました。

お手数ですが、タブレットの66ページをご覧ください。令和2年中の災害出動概要でございます。令和2年中の火災件数は17件、対前年比1件の増、救急件数は2,281件、対前年比111件の減、救助件数は12件で対前年比6件の減となっております。その他につきましては、後ほどご参照いただければと思います。

以上で、消防本部消防総務課、予防課、消防署所管の令和2年度決算の説明を終わらせていただきます。

す。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

【岸本副委員長】 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 大きく2点お尋ねします。入退団員のところでございますが、3名新しく入って、6名退団だったかな。というご説明があったかなと思いますけれども、入られた方、退団された方、こちらのおの年齢と、あと理由ですね。入ったにせよ、抜けたにせよ、理由、把握できているところだけで結構ですので、もし把握できていれば、そこをご確認させてください。

あともう1点、これは令和2年も令和元年のときもそうだったんですけども、操法大会の開催に関するものでございますが、内容は一般質問でしたので触れませんが、開催時期の判断ですね。これがいつも遅いと言われているところがありますので、もちろんなかなか難しいのは承知しておりますけれども、この大会がやるかやらないかを早く判断しないと、団のほうとしてもなかなかいろいろと計画が立てられないところがありますので、この判断時期の下し方について、コロナの関係がありましたから、どういった決め方が、どういった時期に、どういう理由で最終判断をされるのかというのが見えてきているなら、お尋ねをさせていただきたいと思います。

【岸本副委員長】 甲課長。

【甲消防総務課長】 消防団員の退職された方の年齢と理由なんですけど、本日持ってきました資料には年齢までは把握しておりませんで、分団長の20年以上の方が3名、部長の10年以上の方が1名、班長の15年以上の方が1名、5年以上の方が1名でした。この6名でございます。一応、退職理由につきましては、自己都合という形で私どもは承っております。

以上です。

【岸本副委員長】 入団された方、年齢も分からないですよ。

【甲消防総務課長】 申し訳ございません、本日はお持ちしておりません。

【岸本副委員長】 操法大会の可否について。

古谷課長。

【古谷予防課長】 操法大会開催の時期及び判断とのご質問でございますが、操法大会にあつては消防本部が開催するのではなく、消防団のほうで団が主体となり開催していただく事業でございます。その中で分団長会議等、しっかりと団の幹部と話し合い開催時期を決定いたしたいと思っております。

以上です。

【岸本副委員長】 よろしいですか。他にございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 2点お伺いします。まず、消防職員の人数なんですけど、これに関しては今61名ということなんですけど、定数に対して足りているのかどうかということをお伺いします。

それと、今このコロナ禍の救急搬送が、今のお話では救急搬送は減っているということでしたけど、結構コロナ禍の下、いろいろ大変な状況があると思うんですが、発熱の搬送とか何かというのはあったのかということを確認したいと思っております。

【岸本副委員長】 甲課長。

【甲消防総務課長】 1問目の職員の定数でございます。条例定数58名に対して61名、今現在、広域化の準備のために消防学校等含めて61名としております。

以上です。

【岸本副委員長】 答えられますか。

飯塚署長。

【飯塚消防署長】 コロナ禍での救急搬送の発熱等のある患者さんを搬送したかというご質問だと思います。一応、令和3年中には救急隊長が発熱等によってコロナ疑いと判断した件数が517件。確定ではないんですが、517件をコロナ疑いということで搬送しております。

以上です。

【岸本副委員長】 署長、令和2年度中でよろしいですか。

飯塚署長。

【飯塚消防署長】 ただいまの数字は令和3年中です。

【岸本副委員長】 飯塚署長。

【飯塚消防署長】 令和2年中は、一応救急の統計というのは、主に年中で統計を取っていきまして、中には年度で取っている件数もあるんですけど、申し訳ないんですが、年中の資料としてお答えさせていただきますが、昨年の7月1日より統計を取ってございます。令和2年中の疑い例としては275件、7月1日から12月31日までの令和2年中の間は275件をコロナ疑いということで搬送しております。

以上です。

【岸本副委員長】 山田委員。

【山田委員】 なので職員に関しては、定数58ということで、新規の採用の関係もあって、多分、余裕を持っていらっしゃる、とりあえず定数に足りているということで安心しました。今まで、過去には結構定数に足りないという時期があったのかなと思いましたので。

それと、救急搬送で発熱関係のほうがあると、これに関しては感染予防をしっかりしてやっていただきたいと思います。これは要望でいいです。

【岸本副委員長】 要望ということで。他にございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【岸本副委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。お疲れさまでした。

以上で消防本部消防総務課、予防課、消防署の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

消防本部が終わりまして、3日目の審査がこれで終了いたしました。明日、教育委員会の審査でもって審査は終わりになりますけれども、もう1日の審査になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

明日は、教育委員会の審査が終わりましたらば、時間が何時になるか分かりませんが、また細

かいことは事務局から明日説明をしていただきますが、今度は総括質疑の通告をしていただくようになりますので、その準備を進めていっていただきたい、このように思います。多少なりとも時間を取りながらやらせていただきたいと思っていますけれども、どうか会派のメンバーとも相談しながら、明日の教育委員会を含めて総括質疑の準備をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。いずれにしても教育委員会の審査が終わった段階で事務局から細かい説明がありますので、それにのっとり21日の総括質疑に臨んでいきたい、このように思いますので、よろしく願いしたいと思います。万全の体制をつくり上げてください。よろしく願いいたします。

それでは、本日3日目の決算特別委員会は、以上をもちまして終了とさせていただきます。本当にありがとうございました。ご苦労さまでした。

午後3時58分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 3年11月26日

委員長 関 口 光 男